

平成24年第1回砂川市議会定例会

平成24年3月6日(火曜日)第2号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第 1号 平成23年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 平成23年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 3号 平成23年度砂川市下水道事業特別会計補正予算
議案第 4号 平成23年度砂川市介護保険特別会計補正予算
議案第 5号 平成23年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第 6号 平成23年度砂川市病院事業会計補正予算
- 日程第 2 市政執行方針
日程第 3 教育行政執行方針
日程第 4 一般質問
延会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 1号 平成23年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 平成23年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 3号 平成23年度砂川市下水道事業特別会計補正予算
議案第 4号 平成23年度砂川市介護保険特別会計補正予算
議案第 5号 平成23年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第 6号 平成23年度砂川市病院事業会計補正予算
- 日程第 2 市政執行方針
日程第 3 教育行政執行方針
日程第 4 一般質問

多比良 和 伸 君

土 田 政 己 君

増 山 裕 司 君

○出席議員(14名)

議 長 東 英 男 君

議 員 一ノ瀬 弘 昭 君

増 井 浩 一 君

多比良 和 伸 君

副議長 飯 澤 明 彦 君

議 員 増 山 裕 司 君

水 島 美喜子 君

増 田 吉 章 君

土 田 政 己 君
北 谷 文 夫 君
沢 田 広 志 君

小 黒 弘 君
尾 崎 静 夫 君
辻 勲 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1．本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会委員長	高 橋 仁 美
砂 川 市 監 査 委 員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子
砂川市農業委員会会長	奥 山 俊 二

2．砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
市 立 病 院 長	小 熊 豊
総 務 部 長 兼 会 計 管 理 者	湯 浅 克 己
市 民 部 長	高 橋 豊
経 済 部 長	栗 井 久 司
建 設 部 長	金 田 芳 一
建 設 部 審 議 監	山 梨 政 己
市 立 病 院 事 務 局 長	小 俣 憲 治
市 立 病 院 事 務 局 審 議 監	佐 藤 進
市 立 病 院 事 務 局 審 議 監	氏 家 実
総 務 課 長	古 木 信 繁
広 報 広 聴 課 長	熊 崎 一 弘

3．砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長	井 上 克 也
教 育 次 長	森 下 敏 彦

4．砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 局 長	中 出 利 明
---------------	---------

5．砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	湯 浅 克 己
-----------------------	---------

6．砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長 栗井久司

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長 河端一寿

事務局次長 加茂谷和夫

事務局主幹 佐々木純人

議事係長 吉川美幸

開議 午前 9時59分

開議宣告

○議長 東 英男君 おはようございます。休会中の本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

- 日程第1 議案第1号 平成23年度砂川市一般会計補正予算
議案第2号 平成23年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第3号 平成23年度砂川市下水道事業特別会計補正予算
議案第4号 平成23年度砂川市介護保険特別会計補正予算
議案第5号 平成23年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第6号 平成23年度砂川市病院事業会計補正予算

○議長 東 英男君 日程第1、議案第1号 平成23年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成23年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 平成23年度砂川市下水道事業特別会計補正予算、議案第4号 平成23年度砂川市介護保険特別会計補正予算、議案第5号 平成23年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第6号 平成23年度砂川市病院事業会計補正予算の6件を一括議題といたします。

第1予算審査特別委員長の報告を求めます。

第1予算審査特別委員長。

○第1予算審査特別委員長 辻 勲君（登壇） おはようございます。第1予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

3月5日に委員会を開催し、委員長に私辻、副委員長に水島美喜子委員が選出され、各議案について慎重に審査した結果、議案第1号から第6号までの平成23年度一般会計、特別会計、事業会計の6会計補正予算は簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 東 英男君 これより第1予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで第1予算審査特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号から第6号までを一括採決いたします。

本案を、第1予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 市政執行方針

○議長 東 英男君 日程第2、市政執行方針の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 平成24年第1回市議会定例会の開会にあたり、市政執行について、私の所信を申し上げたいと存じます。

平成24年度は、私が市長として初めて編成する当初予算であり、私の市政運営に対する所信と主な事業の取組みについて申し上げ、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をいただきたいと存じます。

私は、昨年4月に砂川市長に就任以来、市民との協働を掲げ、新しい公共を市民の皆様とともに築き上げるため、積極的に市民活動をされている方々や各団体の皆様の中に入り、垣根のない話し合いとご意見を頂いてまいりました。

また、協働の考えを広める取組みの一つとして実施しました、協働のまちづくり懇談会では、各町内会の地域における親睦活動や福祉活動等の課題や迎えている高齢化社会に対するあり方や悩みなど、多くの貴重な意見を直接お聞きすることができました。

私は、市民の皆様や各町内会が様々な形で地域コミュニティの必要性を感じ、高齢者を支える取組み等にも活動されている実態に触れ、何とか地域を守って頂いている町内会への支援と行政との連携を図りながら、高齢者を支える仕組みづくりをはじめとする、市民が住みなれた地域で安全に、安心、健康に暮らせる活力あるまちづくりを目標として環境整備等に邁進して行く決意であります。

さて、我が国の経済は、昨年3月に発生した東日本大震災と原発事故という大きな災害により、深刻な打撃を受けたところであります。

官民の総力を結集した復旧・復興の取組みにより景気が持ち直しに転じましたが、急速な円高の進行と欧州政府債務危機による世界経済の減速が、景気の持ち直しを緩やかなものにしていくところであります。また、依然としてデフレ状況にあることから、今後も厳しい経済状況が続くものと思われまます。

地方財政の状況につきましては、国の平成24年度地方財政計画によれば、中期財政フレームに基づき、一般財源総額が平成23年度水準を下回らないよう確保されたところであり、地方交付税の総額についても、前年並みの額が確保されたところであります。

しかし、震災の復旧・復興に要する財源は、地方に影響を及ぼさないよう配慮されてい

るものの、国の財政は、国債へ大きく依存し、今後も増え続ける社会保障関係経費の負担など、危機的状況は変わらないところであります。今後においても地方財政への影響が懸念され、先行き不透明な状況であると言わざるを得ません。

本市の本年度の財政状況は、長引く景気低迷や固定資産税の評価替えに伴う税込減など、歳入の基幹である市税収入は、引き続き厳しい状況であります。平成11年度から実施した、公債費負担適正化計画に基づく市債の発行抑制と、繰上償還の実施による市債残高の縮減が図られ、公債費が減少していることから、ここ数年と同様に安定した財政運営を行えるものと考えております。

しかし、国の財政危機により地方交付税の動向が不透明なこともあり、今後の財政運営は、国の動向を注視しながら取り進めなければならないところであります。

それでは、「砂川市第6期総合計画」におけるまちづくりの重点課題の推進につきまして、基本的な考え方を申し上げます。

はじめに、「まちなか活性化の推進」であります。市立病院の改築事業は、本年度の立体駐車場の完成によりすべて終了となりますが、今後は、市道北2丁目通り歩道のロードヒーティング設置など、市立病院周辺整備事業により、通院の利便性向上と病院への来訪者を商店街へ誘導するなど、病院を中心としたまちづくりに取り組み、中心市街地の活性化を図ってまいります。

つぎに、「活力ある産業の推進」であります。公共事業の実施により、建設業等の企業基盤が強化されるよう、各種事業を実施するほか、農商工連携を推進し、新たな地域ブランドづくりを推進してまいります。

つぎに、「環境保全の推進」であります。省エネルギーの促進対策として、防犯灯及び街路灯のLED化を推進し、計画的な取替えを実施するとともに、電気料金の軽減化による、町内会等が負担している維持費の軽減を図ってまいります。

また、住宅用太陽光発電システムの導入支援に組み、地球温暖化対策や自然エネルギーの利活用の拡大に取り組んでまいります。

つぎに、「健康と安心の推進」であります。平成24年度から26年度を計画期間とする「第5期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」が4月からスタートしますので、介護、予防、医療、生活支援サービス、住まいを一体的に提供する地域包括ケアの実現及び増加する認知症高齢者に対応するための介護基盤を整備するとともに、給付と負担のバランスを図った、介護保険制度を目指してまいります。

また、子育て支援策として、子どもを産み育てる子育て世代を支援するため、医療費の助成事業を拡充し、未就学児の医療費の無料化を図ってまいります。

つぎに、「共に歩む社会の推進」であります。協働のまちづくりとして市民の皆様と行政が信頼関係を築き、お互い知恵を出し合い、力を結集してまちづくりを進めることができるよう、意識づくり、環境づくり、仕組みづくりに取り組んでまいります。

以下、主な施策の概要について総合計画のまちづくりの基本目標に沿ってご説明を申し上げます。

はじめに

基本目標1 「人と環境にやさしいうるおいのあるまち」であります。

廃棄物の処理につきましては、中・北空知廃棄物処理広域連合による可燃ごみ焼却施設建設工事が、平成25年4月の供用開始に向けて順調に進んでおり、安定したごみ処理体制の推進を図ってまいります。

ごみの収集につきましては、収集時における火災事故を未然に防止するため、新たにスプレー缶やライターの分別区分を危険ごみとするなど、安全で適正なごみ収集体制の構築を図ってまいります。

また、ごみ処理場の汚水浄化設備の制御装置が、平成6年の施設設置から18年が経過しており、安定した施設の運用を図るため、更新をしてまいります。

衛生環境につきましては、し尿処理体制について、し尿等を下水道処理施設に直接投入することができる前処理施設の建設に向けた広域的な取組みを推進し、効率的かつ安定的な処理体制の確立を図ってまいります。

また、北吉野墓地につきましては、平成15年度に造成した区画が残りわずかなことから、新たに269区画を造成し、墓地需要に対応してまいります。

さらに、騒音規制法の改正に伴う自動車騒音常時監視事務が、道から市へ権限委譲されるため、監視業務を実施してまいります。

交通安全につきましては、高齢者の夜間の事故が多発していることから、夜光反射材の配布を重点的に進めるため、砂川市交通安全推進委員会に対し、必要な経費の交付を行うとともに、交通安全の啓発活動のため、「砂川市民を交通事故から守る一斉旗の波運動」の拡大と定着を図ってまいります。

安全な生活環境につきましては、町内会等における防犯灯の設置費や維持費の軽減を図るため、LED照明の設置を積極的に進めることとし、砂川市防犯灯補助規則を、LED照明を設置する場合、設置費の9割を補助するように見直し、補助金等の財源確保の動向にもよりますが、早い時期に市の負担により、現在の町内会等が管理している防犯灯を、LED照明化する準備を進めてまいります。

また、消費生活に関する相談を砂川消費者協会に全面委託することにより消費者の権利擁護を推進し、消費生活の安定と向上を図ってまいります。

消防体制につきましては、4月より広域消防組合に上砂川町が加入し、1市3町の広域再編により実施することとなりました。この再編により、災害時の人員、装備等の有効活用や共通経費の削減など、多くの効果が見込めるところであります。

また、消火栓の老朽化に伴い、計画的な更新を図るとともに、火災発生時の水利確保のため、新たに消火栓を設置してまいります。

防災につきましては、災害時に備え、食糧、毛布などの備蓄を行うとともに、洪水による浸水想定区域及び避難に関する情報を周知するためのハザードマップを作成し、市民の皆様へ周知してまいります。

また、高齢者や障がい者など災害時要援護者への避難支援体制づくりを進めてまいります。

さらに、東日本大震災では、津波などにより情報機器が損壊し、住民情報の消失が大きな問題となったことから、災害などによる住民情報の消失防止対策として、新たにデータバックアップ環境を構築し、防災体制の整備に努めてまいります。

基本目標２ 「健康としあわせ広がるふれあいのまち」であります。

高齢者福祉につきましては、今後、増加することが見込まれる認知症高齢者に対応するため、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を、地域包括支援センターに引き続き配置し、医療と介護の連携を図るとともに、地域包括支援センターへの電話相談を24時間可能とする体制を整え、利用者に対する利便性の向上を図ってまいります。

また、地域で高齢者を見守る・支える仕組みづくりについて、先進地視察などを踏まえ、調査研究を進めてまいります。

子育て支援につきましては、未来を担う子どもたちが健やかに成長し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるとともに、仕事と子育ての両立を支援するため、ファミリーサポートセンター事業の充実に努めるほか、母子家庭の自立促進と生活の安定に向け、就業に結びつきやすい資格取得を支援する、母子家庭高等技能訓練促進費等給付金事業を引き続き実施し、子育て支援を推進してまいります。

障がい者福祉につきましては、障がいのある方が、地域において自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、福祉サービスの適切な提供を継続していくとともに、相談支援の充実、社会参加促進に努めるほか、地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、平成25年度から10カ年の「砂川市障害者福祉計画」を策定してまいります。

地域福祉につきましては、援助を必要とする方が住み慣れた地域で生活を営むことができるよう、地域で支えあうことが必要であり、民生児童委員もその担い手として、生活相談、福祉サービスに関する情報提供、日常的な見守り活動をはじめ、福祉サービス事業者等との連携を図り、活動の充実を推進してまいります。

疾病の予防・早期発見・早期治療の推進につきましては、感染症の予防の一環として、各種ワクチンの接種費用の助成を継続するほか、エキノコックス症の早期発見のため、正しい知識の普及啓発活動を行うとともに、検診機会の確保に取り組んでまいります。

また、がんの早期発見・早期治療を推進するため、近年増加傾向にある子宮頸がん、乳がん及び大腸がんについて、がん検診推進事業として、一定の年齢に達した方へ、検診費用を助成し、受診率の向上を図ってまいります。

健康づくり活動につきましては、食育を通じた市民の主体的な健康づくりを推進するため、食生活改善推進員の養成講座を開催し、地域で食生活を中心とした健康づくりの活動を進める、ボランティアの養成に努めてまいります。

また、母子保健対策として、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに生まれ育ち、生涯を通じた健康づくりのための生活習慣の基礎を築けるよう、妊娠期から継続して支援するとともに、安全・安心な出産を確保するため、妊婦健康診査への助成を引き続き実施してまいります。

市立病院につきましては、医療を取り巻く医療制度改革や公立病院としての不採算部門の診療など、経営環境は大変厳しいものとなっておりますが、診療報酬の改定により、救急医療を適切に提供し続けるための病院勤務医の負担軽減・処遇改善の一層の推進や地域医療の立て直しへ重点的に配分されるなど、診療報酬本体が上げられる一方、薬価改定では、引下げが行われ、診療報酬全体では微増となるところであります。

昨年、南館に心の医療センターが完成し、全ての診療体制が整い、12月1日には、北海道より空知管内で初、道内で11カ所目の救命救急センターの指定を受けたところであります。このことは、空知管内はもとより、上川、留萌管内からも救急患者を受け入れることとなり、より一層地域医療を支える市立病院として重責を担う病院となりました。

病院事業収支につきましては、新病院の医療機器整備に係る減価償却費等から、多額の純損失が見込まれるところでありますが、新しい施設を最大限に活用しながら、地域センター病院としての役割を果たすとともに、救急医療、高度専門医療などの医療体制の充実を図り、地域住民へ質の高い総合的な医療を提供してまいります。

また、院内保育所を本年4月より開設し、医師、看護師及び医療技術職員の人材確保、職場定着及び育児休業者の早期復職の支援を図ってまいります。

基本目標3 「いきいきと学び豊かな心を育むまち」であります。

教育環境の整備につきましては、各小中学校において施設の老朽化に伴う修繕・改修を計画的に実施しているところであり、本年度は、砂川小学校、北光小学校の机・椅子の更新をはじめ、各学校の環境整備に努めてまいります。

また、教育施設の耐震化の推進につきましては、耐震診断に基づく整備を、計画的に実施できるよう検討してまいります。

基本目標4 「やすらぎと豊かさ広がる快適なまち」であります。

交通網の整備につきましては、北2丁目通り歩道ロードヒーティング工事外16路線の改良舗装及び測量委託を行い、生活道路などの整備を進め、生活環境の向上及び交通安全対策に努めてまいります。

また、近年集中豪雨による被害が発生していることから、雨水対策のため、排水工事等を行い、災害の防止に努めてまいります。

高速道路の利便性の向上につきましては、道央自動車道砂川ハイウェイオアシス周辺に

スマートインターチェンジを整備することについて、交通量及び整備効果を立証する調査を実施し、その調査をもとに、関係機関と協議を進めながら取組みを推進してまいります。

新たな地域公共交通の整備につきましては、利用の意向などを把握するため、市民アンケートを実施し、本市に適した新たな地域公共交通の検討を進めてまいります。

また、ヘリポートの管理では、航空法に基づく定期検査に併せて、ヘリポート施設の補修を行うとともに、消防設備及び施設の改修を行ってまいります。

公営住宅の整備につきましては、長寿命化改善工事として、北光団地の手摺設置などの高齢化対応工事、東町団地の屋根・外壁改善工事と灯油集中配管工事、宮川中央団地の屋根・外壁改善工事と排水管改修工事を実施してまいります。

石山団地建替事業では、昨年着工した継続工事の1棟6戸の完成に併せ、団地内道路の改良工事及び7棟28戸の除却工事を実施するとともに、新たに2カ年事業で2棟14戸の建設に着手し、住環境整備と住宅ストックの有効活用を進めてまいります。

また、団地環境整備として、子育て支援、高齢者の健康づくりや団地コミュニティ活動を支援するため、公営住宅内の公園整備を実施していくための計画を策定してまいります。

住宅建設の促進につきましては、すながわハートフル住まいる助成事業について、3年間の期間延長により、新築住宅建設・住宅購入及び住宅改修に対する助成を引き続き行い、まちなか居住の促進、良質な住宅ストックの形成と定住促進を図るとともに、新たに、地元企業が施工する場合については、助成率と限度額の引上げを行い、地元企業の利用促進につなげてまいります。

また、老朽した住宅の除却を地元企業により実施すること場合に対して、老朽住宅除却費助成事業を創設し、住環境の向上並びに市民の安全と安心の確保を図ってまいります。

移住定住の促進につきましては、移住希望者に提供する空き家情報について、物件の登録が少ない状況であることから、雇用創出事業を活用し、物件の掘り起こしによる空き家台帳の整備を行い、移住定住希望者に対する情報提供を行ってまいります。

下水道につきましては、快適な生活環境の実現と公共用水域の水質保全に資するため、道路改良工事などに併せ、豊沼、日の出地区の2カ所で污水管整備を進めるほか、経年劣化による老朽化が進んでいる空知太中継ポンプ場の電気機械設備について、計画的に更新をしてまいります。

基本目標5 「にぎわいと新たな活力を生み出すまち」であります。

農村環境の保全につきましては、中山間地域における農業生産活動等を維持するため、これまで対象農地を急傾斜地に限り、中山間地域等直接支払交付金事業を実施してまいりましたが、新たに緩傾斜地を対象農地として事業規模の拡大に着手をいたします。

また、中山間地域に該当しない平坦な農村地域は、農地・水保全管理支払交付金事業を継続し、環境整備や農業水利施設の維持管理等の地域共同活動を支援して、農業・農村の多面的機能の維持を図ってまいります。

さらに、有害鳥獣による被害防止対策として、国の助成制度と併用して電気牧柵設置補助を継続するほか、新たに狩猟免許の新規取得に係る補助や、鳥獣被害対策実施隊を設置するなど、各種被害防止施策を実施してまいります。

農業経営の安定につきましては、地域振興作物である施設野菜の経営規模拡大に対する支援策として、施設野菜のビニールハウス新設に対する補助を実施し、地域農業の振興を図ってまいります。

さらに、雇用創出事業を活用した農産物調査研究委託事業を引き続き実施し、農商工連携による新たな商品開発、販路の開拓等を進めてまいります。

森づくりの推進につきましては、森林の有する多面的機能が発揮されるよう、造林事業の推進、森林作業路の維持補修などの地域活動及び担い手育成への支援を行い、森林所有者の負担軽減や森林整備の向上に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、本年度も経済振興策として商工会議所が実施するプレミアム商品券発行事業に対し、補助をするとともに、中心商店街の消費を直接的に誘発する商店会連合会商品券発行事業に対し、引き続き補助を実施してまいります。

また、中心市街地活性化協議会への支援を行い、市立病院や地域交流センターゆうの利用者が、市内中心商店街を回遊するような魅力ある商店街創出に向けた、各種ソフト事業を継続してまいります。

産業振興につきましては、地産地消及び新たな地域ブランド発掘に向けた活動が顕著となっておりますので、異業種間の連携を促進して、新たな産業振興を図るため、農商工連携促進補助金として、新商品化への研究開発に要する原材料費の一部を補助してまいります。

労働環境につきましては、砂川地域通年雇用促進協議会による、企業訪問や資格取得講習、経営相談等によって、季節労働者の通年雇用化への取組みを支援するとともに、雇用創出事業により失業者の雇用機会の確保を図ってまいります。

観光につきましては、昨年開始いたしましたオアシスパーク観光サイクリング用自転車事業について、旅行会社や関連機関への周知を行い、体験型の観光資源として利用促進を図っていくとともに、ラブリバー砂川夏まつりのフィナーレを飾る納涼花火大会への補助金の増額を行い、市内外からの観光客を誘致し、市内での消費拡大につなげてまいります。

基本目標6 「次代へつなぐ市民と共に歩むまち」であります。

協働のまちづくりにつきましては、協働の取組みへの理解を深めるため、懇談会などを実施して、積極的に市民の皆様のご意見をお聴きしていくとともに、協働や市民参画に対する意識の高揚を図るため、講演会などを開催してまいります。

また、協働のまちづくりを、共通認識をもって、より一層推進していくことができるよう、基本的な方向を示すものとして、市民の皆様への参画を得ながら「砂川市協働のまちづくり指針」の策定に取り組んでまいります。

情報通信技術の活用につきましては、個人住民税における給与支払報告書の提出や法人市民税及び償却資産の申告など、諸手続きの電子化を図るため、地方税電子申告システムを導入し、納税者・申告者の利便性向上や課税事務の効率化を進めてまいります。

また、戸籍の電算化につきましては、中空知5市5町で中空知広域圏戸籍システム共同運用協議会を設立し、平成25年度の稼働に向け、事業に取り組んでまいります。

つぎに、健全な財政運営につきましては、砂川市土地開発公社、株式会社砂川振興公社の経営改善について、これら公社の廃止・解散の場合に発生する一時的な財政負担に活用できる、第三セクター等改革推進債の活用も含め検討を進めてまいりました。

砂川市土地開発公社につきましては、市の政策により工業団地や住宅団地の造成、分譲を進めてまいりましたが、景気低迷の長期化により、分譲地の販売が低迷し、造成経費の償還が利払いに終始していることから、厳しい経営状況となっております。

これまで、市による工業団地等の買取りを進めているところでありますが、新たな経営安定策として、分譲宅地の販売を促進するため、販売価格の値下げを行うこととしたことから値下げ分についての財政支援を行うものであります。

また、株式会社砂川振興公社につきましては、オアシスゴルフ場における利用者の減少が進んでいることから、これまで市として、財政支援を行い経営の安定を目指してまいりましたが、目標とする利用者数に届かず、厳しい経営状況が続いております。

ゴルフ人口は、厳しい経済状況や高齢化などにより減少傾向にあり、ゴルフ場を取り巻く状況を考えた時、経営の安定化を目的とした新たな財政支援を行うことは、難しいと判断したところであります。

今後は、利用者数に左右される収支の動向を見据え、経営の継続について判断していかなければならない状況から、利用者の増加策など、より一層の経営改善に努めなければならないものであります。

つぎに、一般会計予算について申し上げます。

平成24年度の予算は、110億8,800万円ですが、経済状況などを勘案し、事業費を確保するなど、平成23年6月補正後の予算と比較して、1.8%の増としたところであります。

なお、建設事業費につきましては、おおよそ9億4千万円となっております。

歳入につきましては、

市税は、19億9,971万円で、前年度比1.2%の減。

地方交付税は、46億9,100万円で、前年度比4.0%の増。

国庫支出金は、11億2,435万円で、前年度比6.7%の減。

市債は、9億2,290万円で、前年度比10.4%の増で、これらが、主な財源となっております。

歳出につきましては、

人件費は、16億6,169万円で、前年度比0.6%の増。

補助費等は、11億3,902万円で、前年度比10.9%の増。

事業費は、9億3,954万円で、前年度比4.3%の減。

公債費は、17億7,337万円で、前年度比7.5%の減。

扶助費は、15億4,375万円で、前年度比3.3%の減となっております。

続いて、特別会計・企業会計予算について申し上げます。

国民健康保険特別会計は、25億1,752万円で、前年度比3.7%の増。

下水道事業特別会計は、9億6,627万円で、前年度比4.4%の増。

介護保険特別会計は、16億5,171万円で、前年度比0.2%の減。

後期高齢者医療特別会計は、5億4,708万円で、前年度比8.6%の増。

病院事業会計は、141億1,656万円で、前年度比11.2%の減となっております。

以上が、各会計の予算であります。全会計の総額は、308億8,714万円となり、前年度比4.4%の減となったところであります。

以上、市政執行にあたって、私の所信と主な施策の概要等について申し述べてまいりました。

これからのまちづくりは、砂川市第6期総合計画に示しているとおり「協働によるまちづくりの推進」、「地域コミュニティの推進」、「健全な財政運営の推進」の3つを共通とした考え方として、施策を進めていくことが必要であります。

特に協働のまちづくりでは、職員が市民の皆様から信頼を得られるよう、机上だけで物事を考えるのではなく、常にまちに出て行く姿勢が必要であるとともに、職員自らが積極的に地域活動に参加していくことが非常に重要になるものと考えております。

また、高齢者を支える仕組みづくりについて、その体制の構築が大きな課題となっておりますので、関係する方々と十分に協議を行い、今後の高齢化社会における砂川市独自の新しい高齢者施策について検討を進めてまいります。

人口減少社会、高齢化、過疎化と社会を取り巻く環境は大きく変化しており、問題は山積しておりますが、時代の潮流を見極めながら、市民の皆様と一丸となって、めざす都市像の、「安心して心豊かにいきいき輝くまち」の実現に向け鋭意努力してまいり所存でありますので、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げまして、平成24年度市政執行方針といたします。

日程第3 教育行政執行方針

○議長 東 英男君 日程第3、教育行政執行方針の説明を求めます。

教育長。

○教育長 井上克也君（登壇） 平成24年第1回砂川市議会定例会の開会にあたり

「平成24年度教育行政執行方針」について申し上げます。

子どもの学力や体力、コミュニケーション能力の低下が指摘されるようになって久しく、また、少子化の進行や地域のつながりの希薄化等による地域の教育力の低下などの社会構造の変化、さらには家庭内での会話の欠如や児童虐待の増加といった家庭内の問題など、子どもを取り巻く環境は年々厳しさを増してきており、取り組むべき課題は多岐にわたり、新しい時代を築く子どもたちのため、教育に対する市民の期待は、ますます高くなってきているところであります。

本年度は、砂川市の教育の将来像を示す「砂川市教育目標」及び「砂川市教育推進計画」の2年目を迎える年であり、様々な課題を踏まえつつ、これらの実現に向けて着実に事業を推進していかねばならない年でもあります。

教育委員会といたしましては、教育目標の達成に向けて学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を果たしつつ、一体となって、地域ぐるみで子どもたちの育ちを支える教育、子どもの成長を地域全体で支える教育に取り組むとともに、すべての市民が人生の各段階において、多様な目的をもって学ぶことができる機会や場の確保の実現を目指し、市民との信頼を醸成し、その期待に応える教育行政を推進してまいります。

以下、主な施策について申し上げます。

はじめに学校教育について申し上げます。

一人ひとりの人格の完成という教育の目的の達成を目指し、子どもたちが社会で自立し、それぞれの個性を伸ばし、その可能性を开花させ、自らの人生を幸せに送ることができるための「生きる力」を育てるに当たり、次の7つの観点から学校教育を推進してまいります。

第1に、豊かな教育活動を推進する教育環境を整備してまいります。

子どもたちの学ぶ意欲を高め、学校生活に夢と潤いを与え、たくましく生きる力を育む教育活動を支えるためには、子どもが快適で安心して学べる教育環境が不可欠であります。

そのような良好な教育環境の維持、改善を図るため、本年度におきましては、小学校の教室用机・椅子の更新やプール設備の修繕を行うほか、老朽化した小学校プレイルームを解体し必要な物置の設置や給油設備の改修、FF石油暖房機の更新など、施設・設備の整備、修繕等を計画的に行ってまいります。

また、教育内容や指導方法に即した教材・教具及び備品等を整備するとともに、より利用しやすい学校図書館の実現を目指します。

第2に、豊かな学びを支える就学支援の充実を図ってまいります。

義務教育においては、家庭の経済状況にかかわらず、誰もが安心して教育を受けることができる教育環境を整えることが重要であります。

そのため、就学援助制度を適正に運用し、公平で的確な就学支援に努めるとともに、幼稚園就園奨励費補助金の交付による、就学前教育の充実を図ってまいります。

第3に、「確かな学力」を育む学習指導の充実を図ってまいります。

社会で自立して生きるためには、子どもたちに基礎的、基本的な知識や技能を確実に身に付け、それらを活用できる力、すなわち「確かな学力」を育成することは、極めて重要であります。

このことから、学習指導要領の理念実現を目指し、知・徳・体の調和のとれた特色ある教育課程の編成、実施に努めるとともに、校内外における研究などを通して授業力を高め「わかる授業」を実践することで、基礎的、基本的な知識や技能の確実な習得を図ってまいります。

また、学習指導に当たっては、指導と評価の一体化を重視し、一人ひとりの学習状況の的確な把握、分析に基づき、個に応じた学習指導の工夫と改善に努めてまいります。

さらに、家庭との連携により子どもたちの家庭での学習習慣の向上を目指すとともに、主体的に学習に取り組む意欲や態度を育成してまいります。

第4に、一人ひとりの持てる力を高める特別支援教育を推進してまいります。

障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難の改善又は克服に向けた適切な教育的支援を充実させるため、各小中学校の特別支援教育コーディネーターや校内委員会の機能的活用を図り、支援体制の充実や専門性の向上に努めます。

また、個別の教育支援計画を効果的に活用し、保護者や関係機関との連携を深め、学習指導や教育的支援の充実を図ってまいります。

第5に、豊かな人間性を育む教育を推進してまいります。

子どもたちが、相互に尊重し、支え合い、心身ともに健やかに育つためには、思いやりのある心や社会性、規範意識などをはじめ、健康でたくましい心と体を育むことが大切です。

そのために、道徳教育の全体計画や指導計画の充実を図り、全ての教育活動を通して道徳的実践力を高める道徳教育を展開し、その要となる道徳の時間の授業改善と積極的な授業公開を行い、保護者や地域と連携した取組みを推進してまいります。

また、指導に当たっては、子どもたち一人ひとりの内面理解に基づく指導の大切さを認識し、人間的なふれあいを通して心の絆を深め、すべての教育活動を通して自立心や社会性、自律性の育成に努めてまいります。

いじめ、不登校等生徒指導上の諸問題については、学校・家庭・地域が連携を密にし、その未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、教育相談体制の充実を図り、スクールカウンセラーや関係機関と連携しながら、小中学校の連携による育ちの連続性を重視した継続的な指導と、学校間の横断的な連絡体制による指導を推進してまいります。

第6に、健やかな体を育む教育を推進してまいります。

子どもたちの体力や運動能力の低下が指摘されるなか、スポーツに親しむ習慣や意欲を育成することが求められております。

このため、子どもたちの体力や運動能力、運動習慣等の状況や学校における体力向上に向けた取組みの成果と課題を的確に把握し、その改善を図るための取組みを充実させてまいります。

また、食育を推進し、食に関する正しい知識と食を選択する力を身に付けるとともに、「早ね・早起き・朝ごはん」など基本的な生活習慣の定着のため、家庭と連携した指導に努めてまいります。

さらに、地産地消を取り入れた学校給食を「生きた教材」として活用していくとともに、本年度は温食缶の更新を行うなど、機材の計画的な整備を図り、安全・安心で、栄養バランスのとれたおいしい学校給食の提供に努めてまいります。

加えて、昨年度から取り組んでいる、子どものむし歯予防において高い効果が認められているフッ化物洗口事業につきましては、対象児童を拡大し、着実に取組みを推進してまいります。

第7に、信頼される学校づくりを推進してまいります。

学校が、保護者や地域の信頼に応え、子どもの健やかな成長を図っていくためには、学校、家庭、地域と目指す目標を共有し、共に次世代に生きる子どもたちに「生きる力」を育む教育を推進することが必要であります。

そのために、保護者、地域住民との連携、協働の取組みを進め、地域全体で子どもの豊かな成長を支える教育活動の充実を図るとともに、学校運営や教育活動について組織的・継続的に改善を図る学校評価システムの充実に努め、評価結果を適切に公表することで家庭や地域との情報の共有化を図ってまいります。

次に社会教育について申し上げます。

誰もが自由に学び続けることができ、その成果を生かして社会の中で自己実現を図ることができる「生涯学習社会」を実現するためには、社会の変化や多様化する市民ニーズを的確に捉えた学習機会や学習活動の充実に努め、世代に応じた豊かな学びを生涯にわたって実践できる環境づくりを推進していくことが必要であります。

そのために、社会教育では、地域や関係団体との連携を強めて、全ての市民が自らの意思により学習活動に取り組めるよう、次の5つの観点から社会教育事業を推進してまいります。

第1に、家庭教育の充実に努めてまいります。

家庭は社会の最小単位であり、生涯学習の基礎づくりを行う場であります。家庭の教育力向上のためには、学校や地域、関係機関などと連携を強化し、家庭教育の課題や現状の共通理解を図りつつ、家庭教育を支援する体制づくりを進める必要があります。

その一環として、市内の企業に働きかけ、昨年発足した「砂川市家庭教育サポート企

業」のさらなる強化・充実に努め、企業の家庭教育への支援意識を高め、家庭教育環境を整えるとともに、学校や地域、関係機関と連携し、あらゆる機会を通して家庭教育の充実に向けた取組みを推進してまいります。

第2に、読書活動の普及促進を図ってまいります。

市民が主体的に学び続ける「生涯学習社会の実現」のためには、図書館を拠点とした読書活動が活発に行われる社会を目指すことも重要であります。本年度も「砂川市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校、家庭、地域が連携し、読書機会の提供や読書環境の整備を進めるとともに、乳児期から読書に親しむ習慣を定着することを目的に、昨年開始した「ブックスタート事業」を継続するなど、着実に読書活動の普及促進を図ってまいります。

第3に、地域で支える青少年健全育成活動を推進してまいります。

事件や事故などから子どもを守るためには、学校や家庭はもとより、地域で子どもを見守る体制の充実に図っていくことが重要であります。

そのことから、多くの地域の皆さんの協力を得て行われている「あいさつ運動」や、「放課後子ども教室」などを通して、子どもの安全・安心を見守る地域づくりを進めてまいります。本年度は「あいさつ運動」のさらなる充実に目指し、必要となる備品の整備を行い、地域の皆さんに教育への関心や意識を高めていただけるよう働きかけてまいります。

また、青少年指導センターを中心に学校や警察と連携し、問題行動などの情報の共有化を図り適切に対処するなど、青少年健全育成の取組みを進めてまいります。

第4に、スポーツ・レクリエーション機会の充実に図ります。

少子高齢化が進み、スポーツに対する価値観も多様化しており、近年は、自らの健康保持、増進に対する関心が高まっていることから、それぞれの年齢や体力、技術に合わせて自由にスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう環境を整えることが必要であります。

このことから、体育施設の指定管理者をはじめ、施設利用団体等との連携・調整を図り利活用の促進を図るとともに、利用者のニーズを把握し、より一層利用しやすい環境を整えるよう努めてまいります。

第5に、社会教育施設の利活用を促進してまいります。

市民が主体的な学びを進めていくことができるように、公民館や地域交流センター、郷土資料室、図書館などの施設の効果的な利活用を進めてまいります。

公民館では、生涯学習の拠点施設としての機能を果たすため、各グループ・サークルの活動が活発になるように、交流会などお互いに学びあえる環境を整備してまいります。

また、次代を担う子どもに学習の成果を伝えることができるように、学校との連携を深め、子どもの豊かな体験活動と大人の学習成果を還元できる場を提供してまいります。

地域交流センターゆうでは、本年度も引き続き、指定管理者である「NPO法人ゆう」

との連携を密にし、創造的な文化芸術活動を通して、子どもから高齢者まで、すべての世代が集う、賑わいと交流の拠点施設となることを目指してまいります。

郷土資料室では、郷土の学習を効果的に進めるため、学校に対する郷土資料の情報提供に努め、児童生徒が興味をもつような学習活動を支援してまいります。

また、年に3回特別展示を実施し、子どもから高齢者までの幅広い世代が、郷土資料に触れる機会を提供してまいります。

図書館では、市民に親しまれる図書館を目指して、市民のニーズに応じた情報提供や利用者相談体制を充実させてまいります。

また、「砂川市子ども読書活動推進計画」の推進拠点として、各学校との連携を強化し、「出張お話し会」や「貸し出し文庫」の利用促進を図るとともに、読み聞かせボランティアなどの育成を図り、より良い読書環境の整備充実に努めてまいります。

また、本年度は、地震災害に備えて実施をした教育施設の耐震診断の結果を踏まえ、市部局と連携を図り、計画的に整備を実施できるよう検討してまいります。

以上、申し上げてまいりましたが、教育行政の執行にあたりましては、目指すべき教育目標を見据え、職員一丸となって計画的かつ効果的・効率的な取組みに努めてまいりますので、市議会をはじめ、市民各位並びに関係団体・各機関のご支援・ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。平成24年度教育行政執行方針といたします。

日程第4 一般質問

○議長 東 英男君 日程第4、一般質問に入ります。

質問通告者は7名であります。

順次発言を許します。

多比良和伸議員の質問は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

休憩前に引き続いて一般質問を続けます。

多比良和伸議員の質問を許します。

多比良和伸議員。

○多比良和伸議員（登壇） それでは、通達に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

1番、地域おこし協力隊の利活用についてです。総務省の地域力創造グループ、地域自立応援課の事業である地域おこし協力隊事業は、人口減少や高齢化が著しい地方において地域外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着を図ることで意欲ある都市住民のニーズ

にこたえながら、地域力の維持・強化を図っていくものです。砂川市も過疎地域と認定されておりますし、やる気のある各団体も人件費等の問題で事業が進まない状況もあるかと思えます。この事業は、隊員1人当たり年間350万円を上限とする財源手当てが行われますので、各団体にとって貴重な人材の確保と前に進むための推進力になるかと思われれます。そこで、以下について伺います。

(1)、農商工分野で地域おこし協力隊の利活用の可能性について。

(2)、農業分野で地域おこし協力隊の利活用の可能性について。

(3)、福祉分野で地域おこし協力隊の利活用の可能性について、よろしく願いいたします。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 (登壇) それでは、大きな1番、地域おこし協力隊の利活用についての(1)と(2)についてご答弁申し上げます。

初めに、総務省は、平成21年3月にこれまでの団塊の世代のみならず、若年層を含め、都市住民を積極的に人口減少や高齢化等の進行する過疎地域等に誘致し、その定住・定着を図り、地域社会の新たな担い手を外部から確保することで、過疎地域等の維持・強化を図ることを目的として地域おこし協力隊を創設したところであります。具体的には地域おこし協力隊は、地方自治体が都市住民を受け入れて地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間以上農林漁業の応援、環境保全活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事していただきながら、過疎地域等への定住・定着を図る取り組みを行う地方自治体に総務省が必要な財政支援を行う制度となっております。

お尋ねの(1)、農商工分野で利活用の可能性としては、地域おこし協力隊の方に地域活性化に係る企画や実施に関する業務を行っていただくことで、地域資源を有効に活用した地場産品の販売や地産地消の推進等、農商工連携の促進に寄与するものと期待されるものですが、制度終了後も定住・定着できるよう、生活支援・就職支援等を確保する必要があることなどから、これまで課題としているところであります。しかし、人口減少を少しでも抑制するために、終了後の支援の確実性を含めて地域おこし協力隊の利活用を検討してまいりたいと考えております。

次に、大きな1の(2)、農業分野での利活用の可能性についてご答弁申し上げます。農業分野での地域おこし協力隊員の活動としましては、高齢者農家や新規就農者への農業支援、地元農産物の販路開拓・販売支援、地域特産品におけるブランド化の促進支援、イベント開催時における地元農産物や農産加工品の販売支援など、また都市部での居住経験を生かした都市住民のニーズに合ったグリーンツーリズムの企画や修学旅行生の農業体験受け入れと、これらの活動の都市住民への情報発信等の支援活動が考えられているところであります。しかし、先ほどの答弁のとおり、制度終了後の生活支援・就職支援等が課題と考えられることから、現状は新規就農者支援の制度を活用して農業分野での人材確保

を図っているところですが、地域おこし協力隊員による先進地の実績も出てきているところから、それらの調査をいたしまして、農業分野においても利活用の可能性を検討してまいりたいと考えております。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） それでは、私から大きな1の（3）、福祉分野での利活用についてご答弁申し上げます。

先進地事例などを参考に福祉分野での活動としては、住民の生活支援として高齢者世帯や障害者のいる世帯の見守りサービス、除雪等、通院・買い物等の移動サポート支援などが考えられ、また住民の健康増進及び疾病予防に関する支援、子育て世代に対する子育て支援、さらには地域の支え合いづくりとして地域行事等コミュニティ活動の応援などが挙げられます。本市においては、高齢化社会に対応する見守りサービス、移動サポート、除雪等が特に協力活動として効果があるものと考えられるところであります。福祉分野においては、個人の適性等が求められる部分に加えて、だれでも受け入れとはいかない面もあり、地域おこし協力隊終了後の支援などについて課題としているところであります。北海道内や本州でも福祉分野での事例実績もあることから、その効果等について調査を行い、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 前向きなご答弁ありがとうございます。

ただ、問題になっているのは、3年後のその隊員をどうするのかというところなのかなというふうなことは感じました。ただ、過去の、過去のといいますか、平成21年度からの事業ですので、資料的にはまだまだ出そろっている状況ではないのですが、雇用形態も含めて非常に自由度はあるのかなというふうに感じております。

これは、北海道の新冠町なのですけれども、新冠町の場合には基本的に報償費のみで雇用保険には加入していない、健康保険並びに国民年金保険料は各自の負担というふうな形でやっていますし、同じ新冠町内でも雇用先が観光協会ということになりますと社会保険、雇用保険に加入します。同じ町で雇用形態が違っていたり、陸別町におきましては陸別町の臨時職員として準ずるものとするという形で、さらには住宅手当もありと、本当に町それぞれが持っているものを有効利用して、雇用形態等もいろんな形で募集をかけているというような形なのかなというふうに感じております。本当に業務内容といたしましては、先ほど言われたいろんな可能性があるわけですが、基本的な活動、そして地域おこしの活動、行政側として委嘱する場合には基本的な活動というのが行政のいわゆるお手伝いという意味合いが強いのかなと、そして地域おこし活動というのはどちらかという民間の支援というような形の仕内容になっていくのかなと、そんなふうに思っております。

近くでいいますと、美唄市が始めているわけなのですが、美唄では先ほど言われたグリーンツーリズムのこれからの振興をお手伝いしていただくというものと、農村と都市部の

交流支援ですとか、地産地消の推進支援、それから農村体験メニューの掘り起こしなど、とにかく外から来た人にいろんな知恵を出してもらって、それをどうまちとしてつなげていくかというような形になっているのかなど。さらには、喜茂別町になりますと、平成21年度からであります、もう既に10名の受け入れをしております。業務内容的には、さまざまな地域おこし活動、それぞれがいろんな別々のことをしていたり、一堂に集まって1つのイベントのお手伝いをしたりと。1人350万円で10人というと3,500万円、それがお金と人とが地方に来てくれるということであるので、これだけとればいいことだなというふうには感じております。

先ほどご心配されていた隊員を終わった後の就職支援も含めてという話ではありましたが、基本的にそこまでががちに考えなくてもいいのかなという事例を1つ挙げさせていただきますと、これは大分県の竹田市に行っていらっしゃる森さんの話なのですけれども、協力隊員としての活動が終わってからも定住できるように、何を生活の糧にしていくかを常に考えながら隊員活動をしていると。これいわゆる隊員を検索、要するに一般の人が隊員になろうとして検索することができるのです。そのときに3年後の就職支援を含めるのか含めないのかというチェックする欄があるのです。だから、来る人は、その地域にその後も就職、4年後の保証もあるのかないのかをわかった上で応募することもできるのです。だから、そこまで4年後のことまで考えてやらなくてもいいのかなど。当然やったほうがいいのかという部分は、やってあげたらもっと募集は来るのかなというふうには思いますけれども、そこまでそれをやらなければやってはいけないということではないということだと思います。

また、別の山形県の朝日町というところに行っている方は、任期の限られた協力隊員制度に対してどういう処遇が適切なのかをともに考え、行政の方ですね、その来た人の申し出もたくさん聞いてくださったと。1日8時間という基本的には労働の中なのですけれども、ただこの方に関しては週4日間の勤務、それで残りの時間は副収入がもらえる仕事をしたり、スキルアップに充てるということにしている、そういった時間を使って3年後のあり方をしっかり考えるようにというのが町側からの提案ですということなのです。だから、4年後のことを来た人と一緒に考えていく、最初から用意しなくてはいけないということなのではなくて、一緒になって考えていく、そんなようなことも考えても十分、これは総務省のホームページに載っているものなので、総務省的にはオーケーなのだろうというふうに感じております。

また、来る人、いろんな人が来るとは思いますが、高知県に行っている方は活動は週4日間、家族もあって隊員としての報酬だけでは生活費はもちろん、3年後の定住資金までためることができません。このまちでアルバイトを探したのですが、仕事自体少なく、見つけることができなかつたのが計算外でした。仕方なくほかの外の地域に車で通ってアルバイトをしながら隊員活動をしているということなのですけれども、この方も基

本的にはそれでも来ているということなのです。こういう状況で給料が報酬としては上限200万円ということなのですけれども、それでも家庭を連れてきているというような事例もございます。

ということを踏まえた上で、先ほどの3年後のことまで、4年後、隊員活動が終わった後のことについて考えた上でという話がありましたけれども、今の話を踏まえた上でもう一度そのあたりどういった可能性があるのかなということに関してお聞かせ願えればと思います。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 何点かご質問いただきましたけれども、雇用の形態、一応この地域おこし協力隊の活動、この制度につきましてはいろいろな分野でニーズがあるということで認識してございますけれども、やはり前段でご答弁申し上げたとおり、この制度1年から3年間、総務省からの地域おこし協力隊の推進要綱というのが出ておりまして、総務省からこの事業の推進に当たっては地方自治体につきましては、留意事項として砂川市でその後の生活支援だとか就職支援も留意してくださいと、ある程度考えながら同時に進めなさいというような、そのような要綱がございましたので、これが当時事業推進に当たってのネックということでとらえていたわけでございます。せっかく大都市から住民票を砂川市に異動していただいて、過疎地域の人口増加の対策の解消となりますし、砂川市のまちおこしに協力していただくということでございますので、地域に根差した市民として協力隊終了後も居住していただきたいと思っているわけでございます。その後の4年後の砂川市内での就職先がなくて、また大都市のほうに転出されるということは大変もったいないことでございますので、地域おこし協力隊の方には終了後も砂川市に居住していただきたいと考えておりますので、この就職支援というのが重要事項ととらえていたわけでございます。地域おこし協力隊の参加する方すべてが将来の就職支援まで求めない方もいるとは思いますが、行政としてはある程度責任を持ってプログラム、この地域おこし協力隊の方のプログラムを作成して、地域おこし協力隊の制度を戦略的かつ長期的なビジョンを持って人材活用のニーズを考えていきたいと思っています。総務省から特別交付税ということで財政上の支援は350万までいただけるわけでございますけれども、この受け入れ先でありますやはり商工会議所だとか観光協会など、各種のまちづくり団体だとか農業や農業団体など、どのようなニーズがあるかを先にその団体への人材派遣への調査もしなければならぬと思いますし、お隣の美唄市ではその隊員の身分につきましては臨時職員という形で、そして各分野のほうに協力調査して派遣しているということをお聞かせ願います。美唄市さんは、そのせっかく来ていただいた方が任期が切れた後はもとの札幌のほうに戻られるということもちょっと聞いてございますので、当市といたしましては、せっかくそういう大都市から住民票を砂川市に移して来ていただいてまちおこしに協力していただいた方でございますので、できましたらそういう期限が切れても引き続き砂川にとどま

っていただいてまちづくりに協力していただきたいと思いますので、本市といたしましては、この制度の活用できる分野があるのかどうかを関係者とその辺十分協議検討して、実施に当たっての考え方を取りまとめていきたいということで考えてございます。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 この事業は、本当にいろんなところでいろんな人が知恵を出せばいろんな可能性があるのかなというふうに感じるのです。そこで、人、これ別に選べないわけではないですし、しっかり面接もできるわけですから、ある程度ニーズ、それからスキル、そういうものを限定した上で人を選んでいける。そしてその人の報償は基本的には見てもらえているわけですし、その人がかかわる事業に対しての経費、その分野でプラス150万の枠があるということでございますので、本当にいろんな可能性があるのかなというふうには感じます。

この中で1人の隊員が言っているのですが、いわゆるUターン、砂川にもともと住んでいらっしゃって今地方もしくは都市圏のほうにいらっしゃる方、地元に戻ってきたいのだけれども、なかなか就職もないしなど、ただ地元に戻って基本的には実家暮らしをしながら協力隊員の活動をしてやるということも、これは現実的にやっぱり可能だということなのです。だから、もともと知らない人が来るだけではなくて、もともと砂川の人が戻ってくるきっかけということにもつながるのかなというふうに考えるわけです。この方は、普通にUターンをしてきた場合に比べ、地域おこし協力隊になって帰ってきた場合には人との出会いや経験のチャンスが100倍ぐらいふえるのではないかと、そんなふうに言っているのです。

そういった形の使い方も当然いいのかなと思いますし、大学を卒業する方、今本当に大卒の方も就職難という部分もございます。そんな中、大学を卒業してすぐに協力隊員として赴任された方もいらっしゃいます。その方は、神奈川から東京の大学に行って、そこから北海道の利尻町に行っているわけなのですけれども、就職活動をしていたのだけれども、自分に合った、なかなかそういう部分で難しかったと。そんな中、自分のスキルアップとか地方の地域の実情を知って今後の人生の糧にしようと、そういった方の利用もあるわけです。ただ、その方も任期満了の予定は白紙状態ではございますけれども、それでも東京にもしも戻ったとしても、その今いる利尻町とのつながりを持って東京に戻りたい、いわゆる東京に戻ってからもそのいた町のPR活動や何かしらかかわっていききたいと、そういうふうに感じていらっしゃるということでございまして、ここからはでは一体砂川ではどういったことが考えられるのかなということを幾つか提案させていただいて、私の質問は終わりたいなと思っているのですけれども、砂川では観光の目玉としてスイートロードが挙げられておりますが、幾多の場面でアンテナショップをつくったらどうなのだろうかとか、そういうような話も出ております。問題になっているのは、やっぱりそのアンテナショップをやるのはいいとしても、そこをだれがやるのか、その人件費をだれが出すのか

というような話で、どうしても話が前に進まない、そういったときにこの地域おこし協力隊を使えば、そのアンテナショップの店員の報酬、そしてそのアンテナショップを立ち上げるために必要な経費、その部分での経費がついてくるというようなことで前に進むきっかけになるのではないかと。それから、例えば納税寄附の形でふるさと納税の方ですとか、寄附者へのお土産のほうの企画を、では一体地方、都市の人が砂川から何をもらったらしいのか、それは都市の人に聞いたほうがいいのかということ、そのプレゼント、お土産の企画をしていただくと。さらには、砂川のゴルフ場、経営が厳しい、それで今後何か事業をしてPRをしたい、でもその事業するお金すらもないといった場合に、ではその事業、PRをだれがやるのか、そういうところでこういった人と呼んで、その人についてくるお金も利用してゴルフ場のPR、またはそういう活動に支援をしていただくというような使い方。それから、今後砂川市も公共交通などの考え方もこれから考えていくのかなという部分ですけれども、あるまちでは公共交通の運転手として地域おこし協力隊を利用している。さらにその公共交通のデマンドタクシーに使う車の借り上げ代も経費として利用できるということで、いわゆる砂川市がおなかを痛めずに人もお金もお試して使えるということなのです。そして、また砂川市でいえば、地域交流センターのゆうですとか、ああいったところは低予算の中で少ない人材で皆さん頑張っておられる、そういったところでも支援はできるのではないかとということでございます。

以上、まだまだいろんな方が知恵を絞れば、こんなことにも使えるのではないかと、あんなことにも使えるのではないかと、そういったものを持ってニーズがあるのかどうなのかというのを調査していただきたいなというふうには考えております。ある程度やっぱり行政側からメニューを持って市民の方にこういう人材必要ですかと、こういう制度を使えばこういうことをやりませんか、そういったような形でいかないと、何かないかいと漠然と市民に聞いても、そこはなかなか難しいのかなと思いますので、そういったことはお願いしたいなと思います。市役所、それから人事、人材発掘、そういうところに関してもこういうところから1年、2年、3年と協力隊として活動してくれる方が本当に能力のある方で、地域おこし、まちづくりに物すごく貢献してくれたと、そんな人材であれば、ぜひそのまま役所で就職させてあげればいいのかと思うのです。求人は毎年のように出すわけですし、しかもどんな人なのか、どんな実績を残したのかまでわかった上で雇える、今であれば大学卒業した、各種学校卒業した方を面接と小論文というので判断するしかない、入った後もどのような活動してくれるかどうなのかはなかなかわからない、それでも試験官の方たちが経験の中で選ばれているということで、それはそれでいいとは思いますが、実績を残した方をそのままあいている場所があるのであれば雇ってあげれば、それは何の問題もないことなのかなというふうにも感じますので、今後まだまだ私のほうも深く調査をしながらいろんな隊員、もしくは受け入れている自治体等々も含めてお話を聞いていって実際問題どうなのかなと、もちろん今言ったところはいい部分での話し

がありませんから、実際うまくいかなかったのは何が原因だったのか、そのあたりのことも踏まえて調査していきたいなと思っていますので、今後一緒になって取り組んでいきたいなと、そういうふうに思ひまして、私の一般質問終わります。

以上です。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） それでは、通告に従ひまして、3点について質問をさせていただきます。

まず、第1点目は、砂川市地域防災計画の補強・見直しについてであります。昨年の6月の定例議会でも質問させていただきましたけれども、昨年砂川市の地域防災計画が大幅に全面的に見直されました。しかし、その計画の素案は、東日本大震災の以前につくられたものでした。その後、東日本大震災の教訓を踏まえて国の防災基本計画が14年ぶりに大幅に修正、改定されました。この国の改定防災基本計画を受けて、各地方自治体は地理的な条件や人口構成などに応じて地域防災計画の見直しが必要だと言われております。砂川市といたしましても、東日本大震災、また原子力災害の教訓とともに、ことしの豪雪災害などを踏まえた地域防災計画の補強や見直しを行う必要があると思ひますが、その考えがあるのかないのかお伺いをいたします。

次に、教育問題について2点質問させていただきます。1つは、全国学力テストの中止についてであります。文部科学省は、ことしの全国学力テストを小学6年生、中学3年生を対象に、抽出率30%、希望利用方式で4月17日に実施するようではありますが、この学力テストは市町村単位や学校単位の順位づけや競争をあまり、子供たちと教職員に新たな負担をかけるだけだと言われておりますので、中止すべきと思ひますが、教育委員会の所見をお伺いをいたします。

次に、中学校における武道とダンスの必修化についてお伺いをいたします。ことしの4月から新学習指導要領が完全実施されます。その中で保健体育科では、武道とダンスが必修になると聞いております。新学習指導要領では、柔道、剣道、相撲などの武道は我が国固有の文化であり、武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重して練習や試合ができるようにすることを重視した運動であるとしております。また、ダンスについては、仲間とともに感じを込めて踊ったり、自己を表現したりすることの楽しさや喜びを味わうことができる運動だとされています。しかし、専門家は、これらの指導については指導者側に確かな指導理論と技能が必要であり、生半可な指導では生徒に興味、関心を持たせたり、正しい実技技術を身につけさせ、精神的な向上を図ることができないばかりか、一つ間違えば生徒の生命にもかかわると言っております。したがって、各教育委員会は、条件整備をきちっと行った上で実施すべきと言われておりますが、市内中学校の状況について質問し、第1回の質問といたします。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 大きな1の砂川市地域防災計画の補強・見直しについてご答弁を申し上げます。

防災基本計画は、災害対策基本法に基づき作成する計画で、我が国の災害対策の根幹をなすものであり、防災分野の最上位計画として、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復興の迅速適正化、地域防災計画において重点を置くべき事項についての基本的方針を示しており、昨年12月に開催された中央防災会議において、東日本大震災の教訓を踏まえた修正がなされました。修正内容につきましては、津波災害対策編の新設、地震・津波対策の抜本強化のほか、最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しの反映が主な内容となっております。また、北海道におきましても東日本大震災を受け、防災対策全般についての点検作業を進めているところであり、自助・共助による地域防災力強化、振興局を含む道庁の防災力強化、関係機関との連携強化の観点から、本年度内に北海道地域防災計画の修正案を取りまとめ、平成24年度の早い段階で改正が予定されているところであり、砂川市地域防災計画の補強・見直しにつきましては、地域防災計画は昨年5月に、地震による大規模な災害の発生を想定した内容を加えた地震災害対策計画を新たに章立てし、地震に対する対策を強化しただけではなく、風害予防計画や土砂災害予防計画など予防計画を追加するなど、全面的に改正を行ったところではありますが、防災基本計画の改正を踏まえた上で、計画の基本となる北海道地域防災計画の改正状況を見きわめるとともに、この冬の大雪による雪害等も考慮した計画となるよう見直しを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君（登壇） 私のほうから大きな2と大きな3についてご答弁を申し上げます。

初めに、大きな2、全国学力テストの中止につきましてご答弁を申し上げます。全国学力・学習状況調査につきましては、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し改善を図るとともに、そのような取り組みを通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することや、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的として文部科学省が実施するものであり、砂川市教育委員会といたしましては、平成19年度の第1回目から本調査に参加してまいりました。これまで5回の調査結果を踏まえ、市内の各学校におきましては、学校改善プランに基づく学力向上に向けたさまざまな取り組みが進められ、着実に成果を上げているところであります。したがって、本調査の意義やこうした実績にかんがみ、今後におきましても教育委員会や学校が、子供一人一人の学習の状況や課題について把握・分析し、さらなる学校改善に取り組むため、本調査を活用し、継続的な学習状況等の把握や改善に役立ててまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、大きな3、中学校における武道とダンスの必修化についてご答弁申し上げます。この4月から完全実施となります新しい中学校学習指導要領においては、子供たちの体力の低下傾向を踏まえ、中学校段階は生徒の身体の発達も著しい時期であることから、保健体育については中学校3年間を通じて授業時数が増加しております。さらに、それまでは選択での履修となっておりました武道とダンスがいずれも必修化され、砂川市の中学校においては、武道の種目として柔道を実施することが既に決まっております。ご指摘のように、体育の授業で武道やダンスを指導するに当たり、その趣旨や競技そのものの特性上、指導者の専門知識や指導技術が不可欠であります。そのため、保健体育の指導に関する専門性を有する教員が指導に当たることはもちろん、平成20年度から始まった新しい学習指導要領への移行措置期間において、道教委が主催する研修会等に参加したり、文部科学省を初めとする教育機関や各競技に関係する機関が作成した指導資料に基づいて研修を行うなど、指導者の専門知識や指導技術をさらに高めるための取り組みを行ってきたところでございます。また、特に柔道においては、相手と直接的に攻防するという運動の特性や中学校で初めて経験する運動種目であることなどから、事故の発生を心配する声が多く聞かれるところであります。このことから、指導に当たっては、学習段階や個人差を踏まえた段階的な指導となるよう十分配慮するとともに、武道の特性や考え方を生徒に十分理解させた上で、相手を尊重し、安全に対する意識を高める指導を行い、起きやすいけがの事例を理解させるなど、生徒が危険を回避する知識や技能を習得できるよう努め、安全指導の徹底を図ってまいります。また、畳のずれや床板の損傷など、施設や用具の安全点検を十分行うとともに、活動場所の温度、湿度などの環境条件に配慮し、小まめに水分を補給し、適度に休憩・休息をとるなど、熱中症事故等の防止に適切に対応し、安全管理の徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員の質問は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時50分

再開 午後 0時59分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

土田政己議員の質問を許します。

土田政己議員。

○土田政己議員 それでは、再質問をさせていただきます。

まず、砂川市地域防災計画の補強・見直しについてであります。先ほども答弁いただきましたように、砂川市の地域防災計画は、昨年いわゆる地震による大規模災害に備える地震災害対策計画の新設やら、あるいは風害予防計画、土砂災害予防計画の追加、道路災害対策計画、危険物災害対策計画の追加、さらには避難準備情報の追加、さらには新たな避難場所の追加など、全面的な改正が行われました。私どもその全面的な改正については

評価をいたしましたし、ここにこの立派な防災計画がつくられたわけでありますけれども、今度の国の防災基本計画を見ますと、大きいのは津波災害対策編を設けたり、原子力災害対策などの9編を追加して、全体では16編にわたる大幅な修正が行われました。新設された津波災害対策は、砂川市には余り関係がありませんけれども、原子力災害対策は北海道全体でも泊原発の災害が発生した場合の対策では必要でないかというふうに思いますし、また同時に国の基本計画では風水害対策、雪害対策や中山間地域の農村への災害時の情報伝達手段の確保などの新たな対策が織り込まれました。

そこで、お伺いしたいのは、先ほどの答弁では国の計画はできたけれども、北海道の計画は3月中、あるいは4月の初めごろにつくられると、その計画を見ながら砂川市の計画も見直しを行っていきたいということでありますけれども、特にことしの豪雪災害の教訓を踏まえて雪害予防計画、国の今回の災害に対する防災基本計画の中でも見直しでも、雪処理中の事故による死者を減らすために地域での仕組みづくり、道具の普及促進、安全対策の注意喚起などを挙げております。道内では、ご承知のとおり、ことし既に雪おろし等などの事故によりまして25人以上が亡くなっているということやら、最近ではテレビニュースもありましたし、砂川でもありましたけれども、空き家対策とか、高齢者住宅、あるいは古い住宅や倉庫などの害などもあって、それらに対する対策も緊急に急がれるのでないかなというふうに考えますが、原子力対策などについては道や国の方針が出されてからでいいのですけれども、砂川市の今言えば豪雪対策などについては、砂川市独自でも考えられる点でもありますので、あるいは国の基本計画の中にも示されておりますので、現時点でどのようなことを考えられておるかお伺いしたいというふうに思っています。砂川市の雪害の中には、地震で雪があつてつぶれた場合の対策のみしか書かれていないのです。したがって、今回の教訓からやはりきちとした計画を立てていく必要があると思えますが、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 ご質問の雪害対策の部分について答弁させていただきたいと思えます。

確かに議員おっしゃられるとおり、砂川市の防災計画におきましては雪害予防計画といたしまして、地震による家屋倒壊防止対策という中で、積雪寒冷地における地震発生により家屋の倒壊を防止するため、市民に対し屋根の除雪や建築基準の遵守について指導、啓発に努めるとされているところでございます。雪害対策ということで、今までは北海道の各地におきましては、屋根の積雪による倒壊というのが余り事例としてはなかった部分もあろうかと思ひまして、北海道の計画におきましても、あと他市の状況等も見ましても余り、雪害対策の部分では除排雪の交通ですとか、通信、電力の確保という部分が主に触れられているところでありまして、余り積雪に対する対応策というものは触れられてはおりませんけれども、本州の例えば日本海側の豪雪地帯と言われるところにおきましては、例

えば今お話もありましたけれども、雪おろし中の事故が発生しておりますので、それに対する啓発ですとか、基本的には小まめに屋根の雪おろしをしましょうという、そういう啓発を図るべきということも言われておりますので、それらも踏まえながら、ことしのような豪雪のときには危険がかなり多発する可能性がありますので、それらも踏まえた雪害予防対策をしていきたいというふうに考えておりますので、それらも状況を見ながら検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 間もなく昨年の東日本大震災から1年を迎えますけれども、そのときは昨年の本会議中に地震が来まして我々も非常にびっくりしたわけですが、たまたまきょうの北海道新聞によれば、全道の自治体の防災アンケートも行って、それぞれの自治体の状況はどうかということも大きく報道をされております。そういう中では、他の自治体との相互応援協定とか、民間企業との協定とか、さまざまな中身が各自治体で検討されているようでもありますけれども、今総務部長から答弁がありましたように、やはり地域防災計画の見直しを急いで各地で具体的対策が進まなければ、国の計画が幾らいい計画をつくっても絵にかいたもちになってしまうのだというふうにも言われているのです。したがって、国の基本計画を受けてできるだけ早く各地域の地域防災計画を補強したり、見直しを行っていく必要があると思いますが、砂川市としては道の計画の状況を受けながら、いつごろをめどに補強・見直しを行う予定なのか、もし見通しがあればお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 地域防災計画の見直しのスケジュール的なところだと思います。先ほどの第1回目の答弁でもお話をさせていただきましたけれども、今北海道のほうで見直しを行っておりますして、24年度の早い時期に計画が決定されるというふうに聞いておりますので、その計画を見まして、砂川市といたしましても計画の見直しを図りながら、あとは地域防災会議ですとか、その後の道の調整等もありますけれども、できるだけ早い時期に取り組みをしながら計画の策定に向けて進めてまいりたいと考えておりますし、計画の策定とは別に対応として必要なもの、例えば備蓄ですとか、それらの対応の必要なものにつきましては、新年度で対応してまいりたいというふうに考えております。スケジュール的には、できるだけ早い時期に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 ぜひよろしくお願いをいたします。

では、次に全国学力テストについて再質問をさせていただきます。教育次長から答弁をいただきましたけれども、先ほどのご答弁にもありましたように、全国学力テストは自公政権時代の2007年に小学校6年生、中学3年生の全員を対象に国語、数学、算数、2科目で復活をして、年間60億円もの経費が投じられたということもありまして、民主党

政権になって一時は事業仕分けの対象にもされて、2010年度からは全国公立小中学校の3割を抽出して実施するという方向に縮小がされました。今回5回目、今まで5回をやられたということで、教育次長は大変効果があったというふうに言われておりますけれども、それは評価さまざまなのです。先ほど1回目で申し上げましたけれども、この学力テストの教育効果に疑問を持つ専門家が多く、学校の序列化を生み、子供たちと教職員の間で新たな負担を強いるだけだということで、やっぱりそんなに毎年毎年やっても効果がないという人たちが多くなってきておりますし、特にこの学力テストは私立の学校にも門戸を開かれて、当初は私立の学校も6割ほどやっていたのだけれども、今はほとんどもうその得られる効果が少ないということから行われていないのです。去年の学力テストの結果も先般の総務文教委員会などで報告されたり、新聞報道もされておりますけれども、どうしても全道平均より高いとか、あそこの学校と、結局学校の序列化であったり、学校同士のその2科目だけの学力で評価するということになっているので、多くの疑問があるわけですが、その辺では先ほど答弁いただきましたけれども、大変いい効果があるということなのですけれども、私はその見解には両方あるものですから、そういう点では砂川市の教育委員会はそういう問題点などは考えていないのか、いいところあると言うのだけれども、同時に全国学力テストについての改善すべき点とか問題点とかということは全くお考えになっていないのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 今回のご質問に対するご答弁、1回目させていただきましたけれども、いろいろこういった調査の関係については、それぞれとらまえ方を異なる評価をされている皆さんもいらっしゃるということは承知しておりますけれども、委員会といたしましては子供たちの確かな学力、こういった部分をはぐくむ上でもやはり重要なのは、その時々の子供たちの学力の状況をしっかり把握をして分析をして、足りないものについては指導改善を図りながら教育の質的向上を図っていく、これは委員会としても学校としてもそれは使命としてあるものだと、そのように考えてございます。そういった部分で文科省もこれまで5回ほど、昨年行っておりませんけれども、継続して毎年実施をしている状況にございます。これらのテストを全国的に行うといった部分のところについては、やはり文科省のやっているこのテストを活用しながら、地域の子供たちの実情というものをしっかり把握をしながら指導改善につなげていく、そういった努力を積み重ねていくということが必要だろうと、私どもはそういうように考えているところでございます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 それで、文部科学省は、2012年度は先ほど答弁はありませんでしたけれども、理科も加えて3科目にすると。そして13年度はまた全員参加に戻すという方向も決めていたり、あるいはさらに試験問題の一部を非公開にして、同じ問題を繰り返し出して統計上経年比較をしやすいということも言われているのです。そうすると、こ

の試験問題を非公開にするなら、その目的達成にも今次長が言ったこととは離れて、教育よりも統計を優先する発想ではないかというふうに言われているのです。そもそもテストの目的は、児童生徒が先ほど次長言われましたように理解できない点を把握して分析し、それを踏まえた指導で子供たちにわかる喜びを体験させる、ここに教育本来の目的があると私も思っていますし、テストをやること全部がだめだというふうには言っていないわけで、大事なことだと思っているのですけれども、ただ全国学力テストは新年度でも40億円も使って全国でやられるし、北海道では本来であれば抽出30%なのだけでも、北海道の教育委員会は道財政が大変だという中で、1億円以上のお金を使って全校がやるように指導をしているという状況もありまして、結局この全国学力テストは小学校では6年生、中学校では3年生なのです。結果が出るのが早くて12月ごろですからもう卒業なのです。ですから、教育に生かせるということにはならないのではないのかというようなご意見もあって、無駄遣いでないかということがあると思うのです。そして、どうしても教育次長言うように統計に必要であれば数年に1回でいいのではないかと、毎年やる必要はないのではないかという声と、また大体今言われたように学校での教え方の改善に役立てたいというのであれば、やっぱりこの結果の公表やきめ細かな分析結果がおくれる全国学力テストよりも、皆さんもご承知と思いますけれども、室蘭市がやっているように、室蘭市では小学校3年生と5年生、中学2年生の全員に独自のテストを行っている。そうすると小学校に在籍している間に、中学校にいる間にどこが弱くて、どこが問題点かということ改善、結果もすぐつかめて、すぐ教育に生かされると、そして直ちに学習計画の修正にも役立っているというふうにも聞いているのです。そういうテストであれば、父母の皆さんも生徒の皆さんもやっぱりうちの学校はこの辺が弱い、ここはいいけれども、ここはだめだと、この学校はこうだということがわかって修正できるのだけれども、結局小学校6年生、中学3年生の試験をやって結果が12月ごろに出たのでは全然、結局統計しか役に立たないという状況であって、もしどうしてもテストが必要だというのであれば、やっぱりそのまま独自のそういう教育方針に従って行う必要があるのではないかと思います。砂川市の教育委員会としてはそんな考えは全くないのかどうなのか、室蘭市のような状況をどうお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 子供たちの学力の状況の把握の方法については、議員さんご指摘のとおり、それぞれ市町村によって独自の取り組みをされているところもあろうかと、そのように存じますけれども、やはり今回の今までやってきている学力・学習状況調査という部分につきましては小学校6年生、そして中学校3年生を対象として実施をしているものでございます。これは、詳しくは私どものほうで申し上げるのはどうなのかという部分のところも存じますけれども、私といたしましては小学校6年生を対象としてやっているというのは、やはり6年間の中でそれぞれ学んできた学習の内容がしっかりと理解を

され、解答をされているのかどうかというような状況も把握できるところでございまして、中学校においてもそのような観点で中学校の1、2年、3年の中で履修した内容がしっかりとテスト問題の中で反映されているのかどうかと、こういった部分も把握をできるわけでございまして、道教委のほうではそれぞれのそういったテストの内容を各学校ごとにしっかりと把握、分析をして、6年生だけではなくてそれぞれ、数の問題であればやはり低学年のころからこういった指導をしていかなければならないのかというようなことで、そういう指導改善に役立てるための各学校での指導改善プラン、こういったものをしっかりと立てながら指導改善につなげていただいているということでございます。確かに議員さんのご指摘のとおり、個々の児童生徒に対する指導といった部分のところではなかなか、中学校に進学をする等々ございませけれども、やはりそういった内容につきましては、学校でも個々の児童の指導に当たってそれぞれ家庭にそういった結果の部分ですとか、そういった部分もお知らせしながら活用をいただいているというようなことで理解をしてございます。

また、議員さんのご指摘の今後の学力テストの取り組みの部分につきましては、まだ詳細の部分については私ども承知してございませけれども、非公開問題ですとか、そんな部分のところも確かにあるように聞いておりますけれども、実際その指導改善に役立てるというような部分では、これは一般に対する非公開であって、それぞれ各学校につきましてはその結果というものは単に統計的な活用ということではなくて、あくまでも指導改善に役立てるものだと、そういうことで私どもは信じているところでございます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 私は、これどうして質問するのかといいますと、ご承知のとおり、今大阪の橋下市長のもとで教育基本条例に向けて教育問題に非常に関心が高まっているのです。ただ、これまでも北海道の学校では、皆さんもご承知のとおり、君が代、日の丸に関する強制通知とか、教職員の服務規律等の実態に関する調査とか、情報提供制度の設定とか、それから全国学力テストはほかの県では抽出30%なのに北海道は全校にやらせるとか、そういうようなこともあって、北海道教育委員会の事前の通達や調査などやって、今北海道の学校の先生たちはがんじがらめに縛られていると。先生たちと子供たちが本当に自由に相談できるゆとりさえ失われていて、今の時期でいえば、もう4月のテスト対策になってしまうわけです、結局。ですから、本来学校は明るく生き生きとした場でなければならないし、そのような場でこそ私は子供たちが健やかに伸び育っていくというふうに思っております。

先ほどの教育長の市政方針演説にもありましたように、子供たちがそれぞれの個性を伸ばし、その可能性を開花させ、みずからの人生を幸せに送ることができる教育を行うために、子供たち一人一人の学習状況を的確に把握し、分析に基づいて個に応じた学習指導の工夫改善を進めるというふうに述べられました。私全くそのとおりだと思うのです。そう

するには、この全国学力テストではそれができると、そうはならないというのが、ですからテストをやるにしてもやはりよくご検討されて、砂川市の市全体でそういう独自のテストを行うとか、何が何でも文部科学省や道教委の方針に従うのではなくて、基本的にはそういう教育方法をしながらもやっぱり砂川市の子供たちが賢く、たくましく、心豊かに成長するための教育方針をぜひ実践していただきたいというふうに私は思っておりますので、この点についても最後に教育長のお考えあればお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 教育長。

○教育長 井上克也君（登壇） 今ほど議員のほうからのお話にもありましたけれども、平成19年度からこの全国学力・学習状況調査を文科省のほうで行ったと。その中で19年、20年、21年と3年度の結果を見ると、全道の平均というのは全国よりも低いという結果が出たというようなことから、去年、おとしと抽出で行いましたけれども、去年は予定していたことに対しまして震災の関係で北海道のみの取り組みとなりましたけれども、抽出ということでやったのだけれども、前3年度実施した全国の状況でいくと、やはり低いと。抽出した状況調査の中でも全道平均は全国よりも低いというようなことから、道教委といたしましては、何とか学力については平成26年度には全国平均までに持っていきたいのだという学力の向上という観点がございます。また、学力調査のほかに学習状況調査ということで学習に取り組む子供たちの姿勢、家庭での学習時間であるとか、そういったものも調査しております。そういった総合的な観点から何とか子供たちに、今お話もありましたし、私のほうからも説明いたしました、やはり確かな学力を身につけるための取り組み、これは不断に取り組んでいかなければならない問題と考えています。

そこで、では全国学力・学習状況調査がどのような役割を果たしているのだという状況でありますけれども、教育次長からの答弁もさせていただきましたけれども、それぞれの学校ではそれぞれのお子さんにそれぞれこういうところが足りない、あるいは学習状況としてこういう取り組み方をしなければならぬという指導もしてございますし、標準と比較してどうなのだろうという、やはり全道、全国が取り組むことによってそういう比較検討もできるということになるのかなと思います。そういった中でこの調査におきましては、それぞれ学習の改善、あるいはその指導の改善、そういったものも学校にとっては有益であると。学校にとって有益であるということは、児童生徒にとっても有益であるというふうに考えておりますので、今年度の実施方についてもぜひご理解をいただきたいと存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 時間が迫ってまいりましたので、次の質問にまいりますけれども、教育長も述べられたけれども、やはり今大事なことは基礎学力をきちっとつけさせることが大事だということで、そのために一人一人の子供たちに対して、その基礎学力はどこかという、専門家の皆さんに、僕は専門家ではありませんので、言うと、小学校4年生のとこ

ろがきちっとわかるように、ですから5年生のテストというのが非常に大事なのです、理解できたかできないかという意味で。少なくとも小学校4年生の基礎学力をすべての子供たちがやっぱり持てるように、つけれるように。当然子供たちだから差はあります、できる子と。しかし、どんな子でも少なくとも基礎学力であれば、小学校4年生までつけるような基礎学力はしっかりつけることが教育の一番目的のことで、そのことにぜひ中心を置いて取り組んでいただきたいということを申し上げまして、この点を終わります。

次に、中学校における武道とダンスの必修化について、残された時間で質疑をさせていただきます。まず、武道についてでありますけれども、先ほどご答弁いただきましたように、柔道、剣道、相撲などの科目の中から1つを選んで1、2年生は必修に、3年生は球技との選択ということになっているようでありますけれども、先ほどは砂川の中学校は柔道を選ばれたというご答弁いただきました。私は、たまたま長いこと議員をやっていることもあって、砂川市ははまなす国体以来、剣道の全国大会や全道大会などを毎年のように開催して、そして砂川は剣道だというようなことでされていたのです。きょうの報道などによりますと、やっぱりその地域の伝統やそういう文化をしっかり受け継いでいくということで、ある学校ではなぎなたをやるということ、きょうも報道されておりました。教育委員会がなぎなたを選んだ、そののちはやっぱりずっとなぎなたをやってきたという伝統があるので、それを継承していくためになぎなたを選んだという報道もされておりますので、私はなぜさっきあった危険な柔道なのか、どうして砂川市はそういうのはまなす国体以来の伝統があるのに剣道を選ばなかったのか、恐らく学校が選んだとかなんとかかと思うのですけれども、ほかでは教育委員会がやっぱりそういう点で何を選ぶかということで、その地域の伝統や文化で学校に対しても指導や援助をしっかりしていると。隣の新十津川町も剣道をしっかり選んで、そしてそれを推進するために武道場の整備も行うということも含めて行われているのです。ですから、なぜ砂川で剣道でなくて柔道だったのか、まずその点をお伺いします。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 議員さんのご質問にもございましたけれども、今回の指導要領の改訂によりまして、従来武道については選択でしたけれども、今回の指導要領の改正でいわゆる必修化と、武道の部分については柔道、剣道、相撲と、この種目のうちから1つを選んで取り組むというような形で改訂をされております。委員会といたしましては、この選択に当たりましてそれぞれ各学校ともいろいろ協議をさせていただきました。武道に取り組むといった部分のところでは、議員さんの質問にもございますけれども、指導する先生がそういった知識、それから技術面、こういったものをしっかり持っていなければ、やはり改訂の趣旨に沿った指導といった部分がままたまならないというような状況がございます。そんなことで改訂以降各学校においては、それぞれ何を選択をするのかということで検討をしてございます。各学校、結果といたしましては柔道ということになったのですけ

れども、これにつきましてはやはり指導要領の改訂に伴いまして、正しく武道を理解する、そして国際的な人間としてそれぞれ世界に出ていった段階でも、日本の武道に対してしっかり正しい理解をできるような力をはぐくむというようなことでもございますので、そういった趣旨に基づいて何を選択するかといった部分のところでは各学校でやはり安全面だとか、そういった部分をしっかり指導できる技術を持って知識も持った先生も確保しながらやっていくというようなことで、市内両中学校ではいろいろ検討した中で柔道をという選択をしたところでございます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 全国的にも6割近くが柔道を選んでいるということで、今いろんな話題にもなっておりますが、ご承知のとおり、文部科学省の外郭団体である日本スポーツ振興センターが毎年発行している学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点というのがありますが、それが分析したところによると、この間柔道で114人が死亡し、275人が重い障害を受ける事故が続いてきたということがわかり、最近10年間の中学校における部活における死亡確率でも、柔道が飛び抜けて高いということが言われております。そこで、文部科学省は、急遽全国都道府県委員会に通知を出しまして、砂川市にも来ているというふうに思いますが、各学校の指導体制を把握する異例の調査を2月中に行って、その結果をまとめるということですが、これまで文部科学省は柔道の指導経験のある教員数やいつまでにどのような指導体制をとるべきかというプランも全く示していないと。それから、具体的な授業の進め方や教員向けの研修などは、自治体や競技団体にゆだねていて全く文部科学省としてはとっていないという状況も明らかになった。こういう状況のもとで多くの専門家の心配や保護者の声に押されて文部科学省は有識者会議を開いて、ようやく2月3日に柔道の安全指針案というのをつくって、先ほど言ったように、各教育委員会に通知をしたということであるのですけれども、やはり安全性を最優先して必修化を決めた国が本来であればすべての責任を私は持つべきだというふうに思いますが、先ほど教育次長も述べられていましたように、結局柔道の専門指導者の養成とか安全対策がきちっと確立しないなら、やはりその条件が整備するまで必修化の実施を延期すべきだという教育専門家も多いのです。事故が起きてからでは遅いよと、だれが責任を負うのだというようなこともあって、もし柔道をどうしてもやるとするのであれば、しっかりとした指導体制と安全体制を確立することが重要だというふうに思っておりますが、その辺は砂川の2校ではきちっと指導体制ができているのか、何か最近奈井江で研修会も開かれたようなことも伺いますけれども、それで十分なのかどうか、その点についてお伺いします。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 まず初めに、指導に当たる先生が本当に両校にいるのかということでもございますけれども、それぞれ保健体育の先生が指導できるというようなことで伺

っております。また、指導に当たっては、指導計画の部分についても道からもそれぞれ標準的な部分ですけれども、安全性に配慮しながらしっかり武道の部分について履修をしていただくということで、最初にやはりビデオですとか、そういう視聴覚教材を活用しながら柔道のイメージづくり、こういった部分を進めていただく。また危険な転び方、安全な転び方について、それぞれ問いかけて例を示しながら理解をしていただくような取り組みも必要であるということで考えておりますし、また固めわざというのですか、こういった部分についても指導するようになるのですけれども、それぞれこの固めわざにつきましては、押さえわざのみを扱ってはどうかというようなことで指導計画案の中でも、教師の主な生徒への働きかけの部分をしっかりやるようにということでございますし、また安全に楽しみながら実践的な動きが経験できるように使うわざを制限したり、時間を短くするなど、ルールを工夫しながら指導をするというようなことがそれぞれ指導要領の中で示されております。そういった部分も資料も活用しながら、子供たちに安全な武道の授業を展開できるように努めていただくというような考え方でございますし、また武道にかかわる授業の進めについて研修会等もそれぞれ行われておりますけれども、両校の先生もそれぞれ参加をしていただいておりますので、そういった知識等も活用しながら、何といたっても授業を行う上では、保健体育の部分については危険はつきものでございますけれども、やはりそういった事故が起きないように、そういった部分について十分学校としても指導に当たって配慮していただくように指導をしていきたいということで考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 先ほどの質問で、なぜ剣道でなく柔道なのかということについては、詳しいご答弁いただけなかったのですけれども、今までが誤解していて、剣道は防具にお金がかかるとかなんとかという理由で選ばなかったということもあちこちで聞くのですけれども、私たちの地域にも剣道の4段、5段の有段者の方がいて、そんなことないと、中学校の剣道をしっかり教えるのには竹刀1本あればきちっと教えられるというふうに言っているのです。一番お金がかからないで教えられると。ジャージそのまま、ジャージの姿で教えられている、礼儀から作法からきちっとできると。ですから、私は、やっぱり砂川市は最も危険な柔道よりも剣道について、見直しも含めてぜひ検討していただきたいというふうに思うのです。柔道では随分全国でも裁判が起きたり、最終的にだれが責任を負うのだというようなこともあって、いろんな問題が起きていますので、その辺はどうお考えなのか、剣道に見直すというお考えは全くないのか、ことしは無理でも来年からとかということもあり得ないのかどうか、再度お伺いします。

○議長 東 英男君 教育長。

○教育長 井上克也君 なぜ砂川では柔道なのだというお話です。今議員のほうからは、経費の関係も出てきましたけれども、道内では約70%の学校が柔道を選択したというこ

とであります。武道につきましては、ご案内のとおり、柔道、剣道、そして相撲、そして議員お話ありました地域特性からいとなぎなたであったり、弓道であったり、これはいずれにしても危険性が全くなかくなれば、やはりスポーツですから、運動ですから、当然危険性はあるという状況です。そこで、空知管内の状況でございますが、空知管内52校の中学校がありまして、この4月からの種目については柔道が35校ということで68.6%ということですから、道内約70%ということにつきましては空知管内も同様かなというふうに考えております。剣道につきましては、52校中14校ということで、14校がそれぞれ武道という中では剣道を選択したということでありまして。

そこで、お話のありました今後この柔道を見直すということの考え方ですが、現時点ではやはりそれぞれの中学校において、授業を通して継続した学習指導というのが必要かというふうに思っています。そこで、そういった新学習指導要領に基づいて、各学校でこの10年間を見通した中で我が校では何を選択するのだという中で、学校において柔道という決定をされたということございまして、それが今の段階で当分見直しはどのようなのだ、見直しが絶対だめというものではございませんし、あくまでもその学校の方針によることでございますけれども、現時点ではこの24年度からは柔道を武道として必修化で授業を行うという方針でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 これは、考えが行き違っていますので、これで終わりますけれども、次に時間ありませんので、ダンスについてちょっとお伺いいたします。

文部科学省が取り組んできた中学校武道必修化に向けた地域連携指導実践校の研究という報告書があるのですけれども、これによるとダンスについても生徒たちの興味のあるものでないと踊りたい、学びたいという気持ちを高めることができないと、そういうことを取り入れた学校では非常に成果が上がっているというわけですけれども、その点では今の現代的なリズムダンス等々含めて指導できる指導者が確保されているのかどうなのか、その点だけお伺いします。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 ダンスについてのご質問でございますけれども、今回の指導要領の改訂に伴いまして必修化ということになったわけでございますけれども、従来このダンスについては球技、それから武道、それとダンスという中で2つを選択することになってございます。今までもこのダンスの部分については、両中学校ともそれぞれ取り組んでおります。取り組みの部分については、ダンスの部分については創作ダンス、それからフォークダンス、現代的なそういうリズムダンスというような部分になるわけでございますけれども、その中から1つを選んで指導するということになってございまして、従来両中学校においては創作的なダンスというようなことで取り組んでございまして、指導者の部分についてはそれぞれ今までもやっておりますので、そういった技術等も持った先生がいら

っしゃるといってございませう。新年度におきましてもそういった形で各学校で子供たちの興味、関心を引くような形で取り組めるように、それぞれ各学校で教育課程の編成に努めているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 もう一つ、柔道着とか、そういうことについて父母負担は全くないのか、あるのか、その点ちょっとお伺いします。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 武道に取り組むための経費の問題でございますけれども、柔道着につきましては、既に学校に配当しております教材備品を活用していただいて購入をしていただくということで、砂川中学校につきましてはそういった形で柔道着ももう既に用意をしております。また、石山中学校につきましては、40周年の記念事業の取り組みがございまして、その中で残金が出ておりまして、ぜひ同窓生の皆さんから学校のためにということでございまして、そういった中で同窓会のご厚意によりまして、柔道着という部分については措置をさせていただいております。したがって、父兄負担という部分のところについては求める考えではございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 私が聞いたのでは、施設や用具等についても地方交付税で措置されているので、必要な財源を確保して指導体制をしっかりとしたり、保護者負担をなくするというのが基本でありまして、これは財源確保されておりますので、ぜひ教育委員会はその辺財政当局に要望していただいて、父母の負担のないように、子供たちが安全でそういう教育ができるような体制をとっていただきたいということを強く要望いたしまして、終わります。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 （登壇） 通告に従いまして、4点について質問いたします。

1、孤立者の調査と支援等について。札幌市で知的障害のある妹を介助していた姉が病死したことで妹も凍死するという痛ましい事故が発生しました。また、東京立川市やさいたま市でも周囲から気づかれないまま親子が死亡するという事故が発生し、孤立死防止対策が大きな課題となっております。当市における孤立者の実態調査結果及び課題と対策について伺います。

2、生活保護について。札幌市の姉妹孤立死の問題では、生活保護の相談に訪れた際の窓口の対応が問題となりました。また、全国的には生活保護受給者が過去最多になる一方で、不正受給も大きな課題となっております。そこで、次の点について当市の対応について伺います。

（1）、生活保護申請時の窓口の対応について。

（2）、生活保護不正受給防止対策について。

3、空き家対策について。記録的な大雪で全道各地で体育館、倉庫、美術館等が雪の重みによる被害を受けました。とりわけ危険な空き家の倒壊が問題となりました。当市においても空き店舗の屋根が崩壊し、危険回避のため建物が撤去されました。今後少子高齢化社会の進行に伴い、空き家はふえる一方です。平成23年第4回定例会でも取り上げられましたが、現状の空き家対策では限界に来ていると思いますが、考え方と対策について伺います。

4、雇用及び労働条件の確保について。北海道労働局発表の平成23年12月の雇用失業情勢について、道内の雇用情勢については先行き不透明ではあるが、リーマンショック前の水準まで持ち直してきているとあります。ただ、ヨーロッパの金融不安、円高による日本企業の低迷、自治体の財政難等、企業にとっても労働者にとっても厳しい状況が続いています。特に労働者にとっては、非正規雇用の雇用形態がふえており、年収200万円以下のワーキングプアと言われる比率が高まり、問題視されております。雇用及び労働条件の確保について当市の取り組みについて伺います。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。

○議長 東 英男君 増山裕司議員の質問に対する答弁は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時59分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

増山裕司議員の質問に対する答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 私から大きな1と2についてご答弁申し上げます。

初めに、大きな1の孤立者の調査と支援についてご答弁を申し上げます。札幌市内のマンションで姉と知的障害の妹が孤立死していたという痛ましい事案を受け、砂川市としてもこのような孤立死の防止に向けて、知的障害がある方で体調不良時や生活困窮時に助けを求めることができないなど、外部とのつながりがない障害者を把握するため、知的障害者の生活実態調査を実施しております。ご質問の現時点における実態調査結果ではありますが、早急に孤立状態を把握するため、2月10日現在における市内在住の療育手帳保有者228人のうち、単身世帯117人について調査を行った結果、施設に入所や通所している、長期入院中である、一般企業で就労している、福祉サービスを利用しているなど、施設職員や就労先で様子を確認できる状態にある、また必要なときに相談者がいるなど、孤立状態ではなかったことが117人全員確認されたところであります。また、2人世帯以上の111人につきましても、引き続き生活実態調査を行っているところであります。実態調査については、あくまでも調査時点での状況で、特に知的障害者の親が高齢になっている場合など、家族と同居していても孤立は起こり得ることから、今後も定期的に調査を

継続し、状況を把握してまいりたいと考えております。

次に、孤立死防止に対する課題と対策についてであります。課題といたしましては、知的障害者に対する支援として民生児童委員や町内会などによる地域での見守りが考えられますが、障害者の存在を周囲に知られたくないなどの個人情報の取り扱いの問題もあり、本人、家族などの理解や協力を得なければ地域で見守りができないこと、また療育手帳が交付されていない潜在的な障害者の把握が難しいことなどが挙げられます。それらの課題に対する対策として、在宅で福祉サービスを利用していない方などについては個別に訪問し、福祉サービスの内容や相談窓口の周知を図るなど、困った場合の対応について説明してまいりたいと考えております。加えて、現在北海道では、電気事業者、ガス事業者と市町村の間で料金の滞納による生活困窮などの情報を共有できる仕組みづくりについて検討しており、市町村に示されることになっていることから、その動向を見て事業者との連携につきましても検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、大きな2の生活保護についてご答弁を申し上げます。初めに、(1)、生活保護申請時の窓口の対応についてであります。相談者が生活保護の相談に訪れた際には、相談室において原則複数の職員で面接を行い、相談者に対し来庁したことを含め相談内容の秘密を守ることを告げ、受給要件など生活保護制度が正しく理解されるよう、相談内容に応じた丁寧な対応を行っているところであります。具体的には、相談者の稼働能力、居住地の有無、扶養義務者、資産、負債などをお聞きするほか、生活歴、病歴等を把握し、手持ち金の状況及び家賃や水道・電気などのライフラインに係る滞納状況など、いわゆる急迫性の確認を十分行い、保護申請の意思を確認し、申請書を交付しているところであり、申請に至らない場合においても国民健康保険や住宅使用料等の減免申請の手続を周知するほか、住宅手当や社会福祉協議会の総合支援資金貸付及びハローワークの訓練・生活支援給付などについても、相談者に対し適切に情報提供を行うなどの対応をしております。

次に、(2)、生活保護不正受給防止対策についてであります。保護申請があった場合、申請者からの同意を得て資産や収入の状況などの調査を行い、また申請人の扶養義務者へ扶養義務の履行を求めるなどしておりますが、その結果、申請人に最低生活費以上の資産があった場合、扶養されることが可能であるなど、受給資格がない場合は生活保護費の支給を開始しないよう対応しております。生活保護費の不正受給対策につきましては、毎年全保護世帯員に対する課税調査を徹底し、申告している以外の就労収入、年金収入等の早期発見について努めており、また未然防止策として、定期訪問の際に世帯員も含めた収入申告義務の周知徹底や毎月の給与明細書や年金改定通知書等の速やかな提出、さらに必要に応じて事業主、年金事務所等の関係先への照会も行っており、不正受給の防止に万全を期しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 建設部審議監。

○建設部審議監 山梨政己君 (登壇) 私から大きな3の空き家対策についてご答弁申

上げます。

現在行っております空き家対策については、危険な空き家について市民からの情報提供や固定資産税の家屋調査などを踏まえ、建築住宅課と市民生活課、消防署とで連携して実態調査を行い、建物の所有者や管理者などが市内に居住している場合には訪問の上、適正な維持管理と防火・防犯上必要な措置を講ずるよう口頭と文書で要請し、市外の所有者については現況写真を添えて文書にて要請を続けており、これまでに除却に至った建物もあるところであります。このような空き家対策のほか、建築基準法による勧告・命令や、行政指導に応じない場合に氏名を公表するなどの罰則規定を設けた条例の制定、または補助制度などによる財政的な支援などが考えられます。現在行っている文書による要請は、建築基準法第8条による建築物の所有者等の適正維持管理による注意喚起であり、市内にあるすべての建築物を対象に行っているものであります。また、同法第10条では、保安上危険な建築物等に対する措置として、行政庁は既存不適格の建築物が著しく保安上危険であり、または著しく衛生上有害であると認める場合においては、所有者などに対し除却・修繕・使用制限等の保安上必要な措置をとることを命令できるとあり、これに従わない場合は行政代執行法による代執行ができることとなっております。しかし、この建築基準法第10条による手続については、行政庁によって権限の範囲に違いがあり、北海道や札幌市などはすべての建築物に対して権限を有する特定行政庁となっておりますが、砂川市は限定特定行政庁であり、住宅程度の小規模建築物のみに権限を有するものであります。そのため、店舗や工場などへの保安上または衛生上必要な措置にかかわる勧告・命令については北海道が行うものであります。この空き家対策については、建築物の権利関係の整理や限定特定行政庁としての砂川市の権限の範囲を含め、より効果のある対応を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） 大きな4番、雇用及び労働条件の確保についてご答弁申し上げます。

日本における非正規雇用の労働者数は、労働市場の規制緩和・自由化が進められたことから、派遣労働者の段階的解禁により増加傾向にあり、労働市場の流動化と経済の長期停滞といった要因が複合的に絡み合い、ワーキングプアに代表される低賃金労働者がふえていると考えられております。ワーキングプアに当たる年収200万円以下の労働者数は、平成19年で約675万世帯で、全世帯の19%に達していると言われており、増加傾向にあると予測され、大きな社会問題となっております。ワーキングプアが大量に発生した要因として、主に企業の人件費削減の流れと推測されておりますので、これらの解決策として、国は最低賃金を引き上げる制度改正、経済団体・企業は生産性の向上、労働者には職業訓練や高等技術による労働力の質の向上がそれぞれ求められております。当市の取り組みとしては、砂川地域通年雇用協議会において、季節労働者を含めて通年雇用化される

ように、資格取得講習・技術講座の開催を行い、労働者の質の向上を図る取り組みを行っており、季節労働者の皆様の相談窓口を市役所内に設置しております。また、国に対しては、全道市長会を通じて雇用の維持に取り組む企業への助成金の支給要件の緩和や、非正規労働者の処遇の改善など、安心して働くことのできる就業環境の構築に向けた要望を引き続き行ってまいります。企業経営者の皆様には、経営安定に要する金融対策として資金の融資制度や、失業者の雇用の確保を図る緊急雇用創出事業を実施するなど、今後も雇用や労働条件の確保につながるよう各種事業を展開してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 それでは、再質問させていただきます。

最初の、孤立者の調査と支援等についてであります。今回の通告の後に砂川でも2件のこれは孤立ではなくて孤独で亡くなられた方が発生したということで、大変悲しいことだなというふうに思っております。札幌の姉妹の場合は孤立ということで、砂川の場合は孤独ということで、その孤独と孤立とは違うということでございます。札幌の場合は、社会との結びつきがなかったと。今回砂川の場合発生した孤独死された方ですけれども、町内会にも加入していて、周囲の方々とも連携を伴っていたということです。縁あって私もそのうちの1件のお通夜に参列しましたけれども、お通夜の葬儀委員長は町内会長さんでしたし、参列者についても遺族の方以外は多くの方は町内会の方々でした。そういう意味で孤立と孤独は違うということでございますけれども、孤立の要因としては町内会に入らないということが大変大きな問題にもなっていますし、それからご本人の考え方にもよるのですけれども、昨今は周囲の方々とおつき合いをご自身のほうから避けているというような方々も社会的な問題としてふえており、大きな問題になっております。先ほど市民部長のお話の中で、ひとり暮らしの方々については調査して117世帯ですか、全員問題がないということがわかったということでしたけれども、今現在2人世帯以上の方々についても引き続き調査中であるということでしたけれども、この辺についてもう一度、ちょっと私詳しいこと聞きそびれたものですから、いま一度その辺その後の状況について再度教えていただきたいのですが。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、2人以上世帯の関係、111人につきましてですけれども、ただいま調査を続けている最中ではございまして、このうちきのう現在72人については確認をしております。つまり見守りができるような状況を確認しております。あとの39名につきましては、現在調査を進めておりますので、この39名が終わりますとすべての方228人の調査が完了するということになります。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 ありがとうございます。砂川市の場合は、引き続き2人世帯について

も調査しているということを確認させていただきましたので、その結果については改めてまた議会のほうに報告をしていただけるのかなというふうに思っております。

先日、3月2日ですけれども、砂川市社会福祉協議会と砂川市町内会連合会の主催、後援は砂川市と砂川市民生児童委員協議会による平成23年度の町内会福祉活動研修会が開催されまして、私も参加させていただいたのですけれども、そのときのレジュメに研修会の目的が書かれておりまして、今回まさに私通告したテーマと全く、意図したわけではないのですけれども、どんぴしゃ、私大変感銘を受けましたので、その辺についてまずちょっとご紹介をさせていただきたいと思います。平成23年度町内会福祉活動研修会、第2回町内会代表委員研修会開催要綱、目的、地域住民が住みなれた地域で安心、安全に暮らせるよう各町内では親睦行事や衛生、防犯、防火、福祉活動など、地域の実情に合わせた活動を精いっぱい取り組まれていることと思います。しかし、少子高齢化が進み、ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯の増加、核家族化などによる家庭機能の低下、地域住民同士の関係の希薄化などによる地域機能低下が指摘されている中、孤独死、消費者被害、認知症の徘徊や高齢者、児童虐待などの問題は後を絶ちません。これらの問題を未然に防ぐためにも、地域住民にとって一番身近な組織である町内会や住民の協力が必要であるとともに、その役割が期待されているところです。また、こうした問題が地域でも起きた場合、自助、共助、公助の役割の中で解決方法を見つけ出していくことも大切であると考えます。今回の研修では、町内会、地域で行われている日ごろの声かけ、見守り活動のポイントや住民の異変などの気づきの視点、地域における連絡体制について学び、これからの町内会福祉活動がより推進、充実されることを願い、開催いたします。ちょっと長くなりましたが、紹介させていただきました。大変この文章の中に今の福祉活動のあり方、それから町内会活動の悩みなどが凝縮されているというふうに私は感じました。

その中で、その後引き続いて研修会の講演会が行われました。その講演会なのですけれども、その演題は「見守り活動のポイントと対応」ということで、講師はNPO法人北海道総合福祉センターの事務局長さんでした。講演内容は、大変具体的で示唆に富んでおり、自分自身も目からうろこが落ちるような思いをさせていただいたわけですが、その中の数点だけ紹介させていただきますと、1つ目は町内会に加入しないで孤立している人がもし望まないなら、それ以上かかわることは町内会では限界がありますよということをまずはっきりと指摘しておりました。それ以上のことは、もう行政にお任せしたほうがいいですよということなのです。2つ目には、見守り活動についてですけれども、郵便物や新聞がたまっているとか、夜になっても明かりがつかない日が続いているとか、気づいた異変は町内会は関係先に知らせるだけでいいのではないかと、その後は行政の仕事であるということなのです。でも、実際はそうはいわれても町内会の役員の方は大変責任感がありますから、行政に知らせるとともに、自分たち自身でも対応しているわけです。先ほどご紹介した砂川市における孤独死の場合にも、町内会の皆さん、それからヘルパーの皆さんがー

緒になって警察の方だとか消防署にも連絡して親身に対応していたということなのです。だから、講師の言っている方よりは、砂川市における町内会活動というのは大変親身になった活動されているなというふうには私は感じております。それから、3点目なのですが、仮に異変に気づいたとき踏み込むタイミングというのは、異常がありませんかと、たたいても出てこない、何かあったら困るので入ろうと、そういうタイミングだとか、例えば窓ガラスを割って入ること、こういったことについて町内会の中でも申し合わせをしておいたほうがいいですね。今後独居老人なり、そういった方がふえてくるということになれば、あらかじめ事故防止のためにそういったことについても町内会で話し合っておいたほうがいいというようなことを言っておりました。さすがにその福祉の専門家の先生のおっしゃる話で私も大変感銘を受けたのですが、市からも何名かこの研修会に出られたかと思っておりますけれども、現在砂川市がやっていることと、さらに加えてこの研修会で学ばれた反応なり、そういったものをもし受けておりましたらご報告いただきたいのですが、

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、私のほうからご答弁をさせていただきたいと思いますが、今の研修の内容については詳しくご説明をいただきまして、これに対応すべき報告というのは時間の関係もございますので、まだ上のほうまで上げてきてはおりませんが、ただ実際の課題、それから町内会さんに対応するための具体的な内容、これは今ご説明をいただいたとおりの中身が実際にその町内会さんがもしすべて実行できるとしましたら、これはもう本当に大変な見守りの形になっていくのだろうというふうには考えます。ただ、これがすべて市内全域でいけるかどうか、それを含めまして、今本市におきましても高齢者対策ということでいろいろなところで確認をしたり調べたり、あるいは24年度においては先進地視察を行ったりということで、これを総合的に判断をしていくということになりますので、一つの大きな材料になるかと思っておりますので、この内容についてはまたきちんとその検討の中に入れてさせていただきたいというふうには考えております。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 私、市民部長おっしゃるように、砂川市の町内会、私も転勤族であちこち経験させていただきましたけれども、砂川市の町内会は今私が所属している町内会も含めて、それぞれ温度差はあっても非常にまとまった活動をされているなというふうには感じております。先般の研修会も、非常に熱気むんむんで大変盛り上がった研修会ではなかったかなというふうに思っております。今市民部長ご答弁いただきましたけれども、今後の課題としてこれらも含めてしっかり検討させていただきたいということでしたので、それはぜひしっかり検討していただきたいなというふうに思っております。

先般、これ新聞の投書欄なのですが、ある福祉関係者の方が投書していたのですが、ある自治体で弱者救済のために、先ほどお話があったような知的障害のある方

だとか、障害を抱えている方だとか、ご高齢の方ですとか、そういったような名簿をつくらうとなさったらしいのです。そうすると、先ほど市民部長もおっしゃってありましたけれども、個人情報保護法の壁があってなかなかそれがうまくいかないのだと。その方は、福祉関係の専門家ですから、そんなことで個人情報保護法を盾になかなか進まないというのはある面では行政の怠慢ではないかというようなご指摘もありました。また、それが事実の問題だとすれば、それはどこかでやっぱり緩和する方法なり方策を考えないと、なかなかこれから高齢化社会において住民の安心、安全な暮らしを守るということは難しいのではないかというような現実の悩みが投書の中にも載っておられました。

それから、私この砂川市の町内会のある方からもお伺いしたのですけれども、なかなか個人台帳というのですか、名簿をつくるにしても現実問題として難しいのですというような悩みを何人かからお伺いしているのですけれども、この辺について市民部長の何か今実務を担当されていて実態なり、あるいは自分としてはこうしたいというものがありましたら、お聞かせ願いたいのですけれども。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 ただいまご質問のございました障害のある方ですとか、高齢者のこういったような世帯名簿をつくるというのは、現状においてはやはり難しい部分がございます。ただ、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、砂川市としましては高齢者対策の中におきまして、居所確認を含めたそういうものを行うために名簿を作成するというような方向で今検討も進めておりますので、もちろんその場合には条例ということにもなってこようかとは思いますが、今その検討段階ということでございますので、現状では少し難しい部分も、その部分については少し前進をさせたいというふうに考えております。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 ありがとうございます。

それでは、次に生活保護について再質問させていただきます。先ほど市民部長のほうから答弁いただいたのですけれども、生活保護の対応について複数で面会されているとか、丁寧に対応されているということについて伺ったわけなのですけれども、厚生労働省発表の平成23年度の12月の概算の生活保護の被保護世帯数及び被保護実人員の調査表がありまして、これを見ますと昨年の12月で世帯数では15万3,446世帯、保護実人員によりますと20万8,092人と発表されているわけです。同じ時期の北海道発表の数字はまだないのですけれども、1年前の数字しか私は持っていないのですが、厚生労働省発表の数字でも過去最高というようなことになっているようです。砂川市として把握している生活保護の世帯数というか、ここ数年の世帯数がありましたらお聞かせ願いたいなど。ふえているのか、減っているのか、横ばいなのかということ、今お手元にないようでございますので……。

では、続けさせていただきます。生活保護ですけれども、ご存じのように、憲法25条によると、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると。生活保護法第1条によりますと、この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするというふうに明記されておりまして、生活保護は最後のセーフティーネットであると同時に、あくまでも自立を促すために設置された法律であります。その自立ということでございますけれども、市として生活保護受給者の方に自立を促すようなことをされていると思うのですが、どのようなことをなさっているのか伺います。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 生活保護の今自立ということでご質問がございましたけれども、先ほど議員さんお話しされたように、この生活保護制度が最後のセーフティーネットということになってございますので、ですから相談を受けた段階からある意味減免の部分ですとか、あるいは適用されるような職業ですとか、それは生活保護のケースワーカーが知り得る範囲において十分情報をご提供させていただくと。その中で何かしら働けるといいう状況があれば、当然生活保護になる前に職業を見つけていただく、あるいは生活保護になった後においてもその活動をしていただいて何とか自立をしていただく。これについては、いろいろな方策を使いながら、あるいは今言ったようにいろんな情報を提供しながらそれを促進していくということになりますので、これはある1つのものということではなくて、その方、その方の現状に応じて、少なくとも考え得るすべての部分については情報を提供してご指導させていただくということになってございます。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 問題は、生活保護から自立したくても、なかなか働く場所がないために自立できないというのが一番の問題だと思うのです。そういう中で生活保護から自立したいという中で努力されている方々がいる一方で、今社会的な問題として不正受給の問題について大変国会でも取り上げられたり、先般テレビ番組で今政令都市の中で最も生活保護受給者が多いと言われている大阪の市長さんが出演されて、たまたま生活保護の問題も論じておりました。その中で貧困ビジネスとか、医療側による不正請求の問題ですとか、そういう大きな問題、これは砂川だとか、あるいは近隣でこういったことは起きないのだろうかというふうには私は思っていたわけなのですが、もう一方で生活保護費を受給しながら働いている所得を申告しない方のケースですとか、あるいは生活保護を受給するために協議離婚をしているというケースですとか、そういった問題についても取り上げられておりました。私ども議員活動をしている中で、砂川市ではないと思うのですけれども、今不景気ですからまともに働いている人でも先ほど部長おっしゃったようにワーキングプアだとか、低所得の中で呻吟しているという方が大勢いらっしゃいます。そういった中で、一

方で不正受給するということになる、これは大変大きな問題だと思われるわけなのですが、先ほど窓口での対応についてはお伺いしたのですけれども、例えば市民の方とか外部の方から不正受給について通報があったというようなケースはあるのでしょうか。またあったとしたらどのような対応をされているのでしょうか、お聞かせ願いたいのですが。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 ただいまのご質問でありますけれども、最近特に具体的にということはないかと思えますけれども、ただ従前からあるのは、例えば働いていると思われるとか、これは生活保護を受けていると認識されている市民の方から、これが本当に基準に合うのでしょうかというようなことは、福祉事務所のほうに入ってくるケースがあったというのは伺っておりますので、もちろんその場合は生活保護を受給されているわけですから、現実的にそこの家庭に行って実態を把握をさせていただく、あるいはもしそれに近いようなことがあれば、もちろん指導はさせていただくということになりますし、万が一それが不正受給につながっていくとすれば、それは法に基づいて保護費の支給を返還いただくというようなことになると思いますが、いずれにしても今言われるような不正受給を明らかにもらっていると、ですから大きなお金を返していただいたということはここ近年ではないかと思えますけれども、少なくとも今のようなお話が市民からあれば、現実的な対応を実態調査を含めてさせていただいて、適正に対処をさせていただいているという状況でございます。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 何度も申し上げますけれども、生活保護は最後のセーフティーネットで、市役所の窓口の担当の方もマンパワーが少ない中で、先ほどお伺いしましたところ、大変きめ細やかな対応をされているということは承知しました。ただ、今後とも困窮者へのきめ細やかな対応をお願いしまして、次の質問に入ります。

3番目は、空き家対策についての再質問であります。空き家対策については、前回の定例会で辻議員のほうから一般質問されておりました。空き地を抱えている町内会の大変大きな悩みでもありますし、安全面でも、また防犯上の面でも問題だと思っているのです。今後老朽化が進んで空き家もふえていくでしょうし、中には、私も歩いてみますと、これは空き家というよりはもう廃屋と言ってもいいのではないかなというようなところも何軒か目にしました。そこで、先ほどご答弁いただいたのですけれども、砂川市では小規模な住宅だとかそういったものでは建設部が対応していると、あと道の役割とか、市の役割とか、今の現状、現行の法規制の中では限界がありまして、文書ですとか、写真を加えて所有者のほうに対応するのでは限界があるということなのですけれども、今後そういったことであれば、検討はしているということなのですけれども、条例化と、もう少しスピーディーに検討できるような、市としてスピーディーな対応ができるような条例化による検討ということについて検討していくのかどうか、具体的にはどういうふうなアイデアをお持ち

ちになっているのかお聞かせ願いたいのですけれども。

○議長 東 英男君 副市長。

○副市長 角丸誠一君（登壇） 空き家に関しては、所管がいろいろまたがりますので、私のほうからご答弁申し上げたいと思います。

空き家対策で今言われているのは、危険な家屋に対する対処だというふうに思います。空き家に関しては、先ほど建築基準法の8条の関係で、砂川市は限定行政庁というようなことから小規模な住宅までぐらいいしかな権限として及ばないと。ただ、全体的な建築物については、注意喚起のための適正な維持管理のお願い文書、そういったもので注意喚起をしていきますと。それから、もう既に崩落して廃屋になったような建物については、市民生活課のほうで廃材扱いというような観点から撤去のお願いというような対応をしているかと思えます。また、加えて消防署の予防課のほうでは、そういう空き家の中に危険物があるのかなのかというような観点から、消防法の関係で一緒に建築のほうと調査して歩いているというのが過去の事例でございます。今般大雪による雪害の関係では、災害対策基本法を使いまして、危険家屋というか、雪で崩落した家屋については、被害防止の観点から総務課のほうで防災対策上かかわって建物を撤去したというような経緯でございます。それで、空き家条例的なもので踏み込んでもう少し行政が力を発揮できるような、迅速にできるようなということでございます。お隣の滝川さんのほうで条例が4月から施行されるというような状況でございます。今までは注意喚起の文書までしかありませんでしたけれども、この空き家条例というものになれば、指導助言、時間を置いて勧告、さらに時間を置いて命令、さらに時間を置いて公表、さらに時間を置けば最終的には代執行というような非常にきついというか、いくところは行政代執行みたいなところの条例でございます。当市に当てはめたときに、今の注意文書だけでらちが明かないというような状況であれば、それらの条例も参考にしうちの条例もそういうものが必要なのかどうかということは、関係課がそれぞれ持っているものがありますから、そこら辺は関係課と集まりましてちょっと検討していきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 今副市長からのご答弁いただいたのですけれども、条例化に向かって検討していくということでございますので、ぜひこの議会の場にもご報告いただけるようよろしくお願ひしたいと思います。

では、次の質問に移ります。雇用及び労働条件の確保についてでありますけれども、先ほど通年雇用協議会なり、あるいは緊急雇用創出事業、砂川市のほうでも努力しているということを伺ったわけです。そういったことについては、今後ぜひ推進していただきたいというふうに思っております。一方で、前回の定例会の中でも取り上げられましたけれども、企業の誘致ということでは東京砂川会だとか北海道東京事務所の活用ですとか、そういったことについても伺われておりましたけれども、先ほど言った地元の努力と、それが

ら前回は取り上げられた外部の出先機関を使ったような努力ということで、雇用確保をぜひ図っていただきたいというふうに思っているわけなのですが、けさの日経新聞だとか道新を見ても、なかなか北海道に進出してくれる企業というのは数少ないようです。ただ、道新によると、このたびの東日本震災の影響によって二十数社の方がこちらのほうに来たというような記事が載っておりましたけれども、砂川市として雇用確保のために、企業誘致イコール雇用確保になるかどうかというのもあるのですが、現在どのような努力をしているのか、いま一度お聞かせ願いたいのですが。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 市として雇用の確保だとか企業誘致にどのような努力を現在しているのかということでございますけれども、昨日主要行政報告でもご報告したとおり、企業誘致の関係につきましては、今大手企業のほうでメガソーラーの立地を北海道でも何件か探しているということでございましたので、道央砂川工業団地に来ていただいて現地を案内したり、価格の交渉的なものもお話しさせていただいたりということで、一応積極的に砂川市もそのような考え方のある企業、シャープさんだとか、つい最近わざわざ東京のほうから5名ほど大挙して来られまして現地のほうにご案内したのですが、やはり全国的に今原子力発電所の関係からエコのエネルギーを求めているという、太陽光エネルギーを求めているというような企業等もございますので、新しいビジネスチャンスととらえている考え方から、当市にも広大な企業誘致の用地がございますので、そこに施設を誘致して、雇用はないのですが、市といたしましてはただの空き地にするよりも施設を投資していただいて、そして償却資産の課税の対象になりますので、そのような形で市の工業団地にも積極的にそのようなものを誘致したいと考えてございますし、また東京のほうでも開催されている企業のセミナー、これらについても担当職員を東京のほうに出張させまして、砂川市のブースを設けた中で東京の100社以上の方々が来ていますので、そこにパンフレットをお配りしたりして名刺交換をしてこちらから、せっかく会場に来ていただいた担当者でございますので、何らかの形でコンタクトをとって砂川市の立地条件だとか交通の利便性、また砂川市立病院の公共施設の充実、そのようなものをもっとPRして、何とか北海道のほうに進出のときには砂川市ということでPR、周知をしているような、そのような努力の段階でございます。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 以上で終わります。

延会宣告

○議長 東 英男君 本日はこれで延会します。

延会 午後 2時51分